

情報信託機能の活用に関するこれまでの取組

2024年4月
総務省情報流通行政局
地域通信振興課
デジタル経済推進室

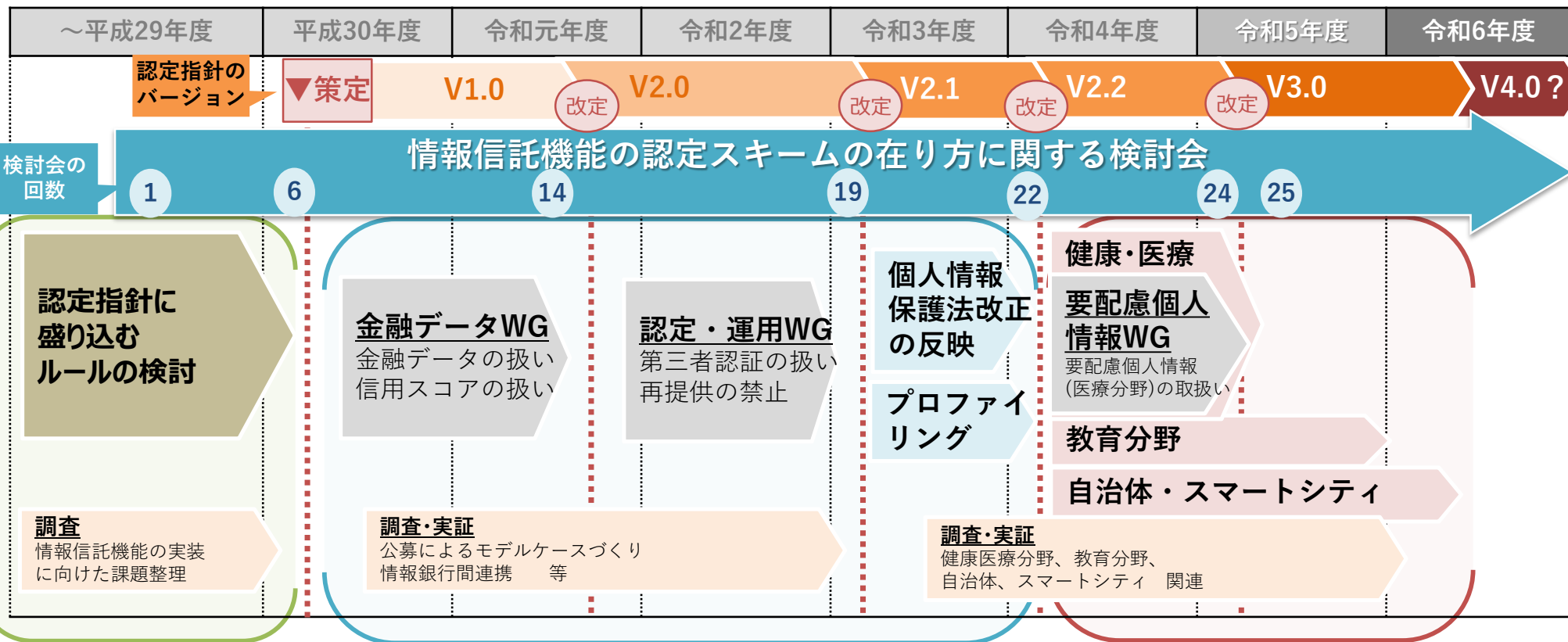
- これまでの取組の全体像 . . . 2

取組の概要

- 1. 検討開始から認定指針策定まで . . . 7
 - 2. 運用開始後の情報銀行認定に関する課題に係る検討 . . . 18
 - 3. 準公共分野・相互連携分野での活用に向けた検討 . . . 43
 - 参考 . . . 61
-
- これまでの取組の総括等 . . . 67

これまでの取組の全体像

- データ利活用促進に向けた取組として情報信託機能の活用を促進すべく、平成29年度に検討会を設置。平成30年度に「情報信託機能の認定に係る指針」を策定。
- 認定指針策定以降、令和3年度頃までは、情報銀行に関する基本的な考え方や、提供先第三者の選定、データ倫理審査会の設置等、情報銀行認定に係る課題に関して整理・認定指針への反映を実施。
- 令和6年度までを目途に、パーソナルデータを利活用するニーズの高い準公共分野（健康・医療、教育等）・相互連携分野（スマートシティ等）におけるデータの流通・利活用を促すため、当該事業における情報銀行の在り方・要件等の検討を実施。



① 検討開始から認定指針策定まで (P.7～)

② 情報銀行認定に関する課題に係る検討 (P.18～)

③ 準公共分野・相互連携分野での活用に向けた検討 (P.43～)

目的・検討項目

- ユーザーが安心して情報信託機能を活用できるよう、認定制度を普及・発展させることを念頭に、情報信託機能を担う者に求められる要件や認定の運用スキーム等認定制度の在り方について検討を行うため、2017年(平成29年)11月から開催。
- 主な検討項目は以下。
 - (1) 情報信託機能による個人情報の提供に関する法的整理
 - (2) 情報信託機能を担う者に必要となる体制面等の要件、セキュリティ対策等
 - (3) 認定団体の運用スキーム

事務局

総務省と経済産業省の共催

(総務省情報流通行政局地域通信振興課・経済産業省商務情報政策局情報経済課)

これまでの主な内容

- 2018年6月 「情報信託機能の認定に係る指針」 Ver1.0をとりまとめ
- 2019年10月 予算事業を踏まえた情報銀行の考え方等の見直し →指針Ver2.0
- 2021年8月 健康・医療分野の個人情報の取扱い、提供先第三者の選定基準、再提供の禁止の例外等に関する追記・修正等 →指針Ver2.1
- 2022年6月 プロファイリングの取扱い、改正個人情報保護法への対応 →指針Ver2.2
- 2023年7月 健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いに係る追記 →指針Ver3.0

■ 構成員

(敬称略、五十音順、令和6(2024)年4月時点) ※「○」は座長

生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 教授	真野 浩	一般社団法人データ社会推進協議会 専務理事
伊藤 直之	株式会社インテージ 経営推進本部 エバンジェリスト	美馬 正司	株式会社日立コンサルティング デジタル社会基盤ドメイン パブリックデザインディビジョン ディレクター 慶應義塾大学 政策・メディア研究科 特任教授
太田 祐一	株式会社Data Sign 代表取締役社長	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー弁護士・プロトタイプ政策研究所所長	森下 哲朗	上智大学法学部 教授
小出 富雄	一般社団法人シェアリングエコノミー協会 認証制度・国際規格部長	山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
高口 鉄平	静岡大学学術院情報学領域 教授	湯淺 壘道	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 教授
小林 慎太郎	株式会社野村総合研究所 ICT・コンテンツ産業コンサルティング部 グループマネージャー	若目田 光生	一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会 データ戦略WG 主査 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター シニアスペシャリスト
○ 穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授		
立谷 光太郎	株式会社博報堂 顧問		
田中 邦裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長		
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク		
花谷 昌弘	情報信託機能普及協議会 理事		
日諸 恵利	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 社会レジリエンス推進チーム 主任コンサルタント		
古谷 由紀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 顧問 サステナビリティ消費者会議 代表		

■ オブザーバー

デジタル庁
個人情報保護委員会事務局
一般社団法人日本IT団体連盟

■ 事務局

総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室
経済産業省商務情報政策局情報経済課

予算事業（実証・調査）



指針改定に向けて
予算事業を実施

認定指針の作成・見直し等

H29年度
(2017)

- ・ 情報信託機能の社会実装に向けた調査
ルールの在り方の検討

H30年度
(2018)

- ・ 実サービス化の課題洗い出しと対応策検討
のためユースケース実証

- ・ H30.6 指針Ver1.0とりまとめ
※当時、情報銀行サービスは未実施

R1年度
(2019)

- ・ より発展的なユースケース実証、
指針に追加で必要なルールや機能の洗い出し

- ・ ユースケースの実証を踏まえ、検討会にて指針の見直し
を実施し
- ・ R1.10月、指針Ver2.0をとりまとめ

R2年度
(2020)

- ・ 指針Ver2.0にて引き続き検討が必要とされた
要配慮個人情報のうち、健康医療分野の情報の取
扱いについて実証

- ・ ユースケースの実証を踏まえ、指針見直しの検討開始
(提供先第三者の選定基準等)

R3年度
(2021)

- ・ データポータビリティ実現のためのデータ連携につい
て実証
- ・ 自治体の保有データ利活用のための調査
- ・ 健康医療分野の情報の取扱いに係る調査 等

- ・ 健康医療分野の個人情報の取扱い、提供先第三者の選定
基準、再提供の禁止の例外等について、指針を改定
- ・ R3.8 指針Ver2.1を公表

R4年度
(2022)

- ・ 情報銀行を介したデータポータビリティによる
乗換え等の調査
- ・ 自治体等の保有データ、準公共分野のデータ利活用にか
かる調査・実証 等

- ・ プロファイリングの取扱い、改正個人情報保護法対応等
について指針を改定
- ・ R4.6 指針Ver2.2を公表

R5年度
(2023)

- ・ スマートシティ等の相互連携分野のデータの利活
用にかかる実証 等

- ・ 健康医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて指針を
改定
- ・ R5.7 指針Ver3.0を公表

1. 検討開始から認定指針策定まで

情報信託機能に関する検討を始めた背景

検討開始の背景・社会課題

- ◆ 技術の進展により多様かつ膨大なデータを収集・共有・活用できるインフラが整う中、データ流通による便益を社会や個人に還元するため、「本人同意に基づく個人情報の流通を円滑に可能とする「新たな仕組みづくり」を通じて、これらの流通を包括的に進めることが必要」とされていた。
- ◆ 当時、国内外で議論されていた「PDS」、「データ取引市場」、そして「情報銀行」が挙げられ、データ流通への個人の関与を強化する仕組みとして検討を行うこととなった。

(出典) 内閣官房 IT 総合戦略室「データ流通環境整備検討会 (第1回) 」(平成28年9月16日) 資料 8 より抜粋

個人に係るデータ流通の現状と課題

属性、移動・行動履歴等、個人に係るデータの、事業者や業界を超えた流通・利活用が期待される。現状では、本人がデータ利活用を希望する場合であっても、以下の要因から事業者間のデータ流通は十分に進んでおらず、また、本人が複数の事業者が保有するデータを統合的に管理することも困難。

- ① プライバシー保護に関する国民の漠然とした不安・不信感等を背景に、事業者が流通・利活用を躊躇
- ② 第三者提供に係る本人同意の取得が困難
- ③ 事業者による囲い込み (データ互換性確保、API開放、データポータビリティ等が実現していない)



個人に係るデータの、本人同意に基づく、事業者や業界を超えた共有・分析・活用が可能な環境を整備することにより、新規事業・サービスの創出、我が国産業の競争力強化、経済活性化、国民生活の安全性や利便性の向上を実現し、急速な超少子高齢社会に向かう我が国が直面する課題の解決に貢献する。

AI、IoT等の高度化・活用を推進する上でも多種多様なデータ流通環境整備が不可欠

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等

1. 第4次産業革命の実現

ii) 第4次産業革命を支える環境整備

①データ利活用促進に向けた環境整備

- ・ パーソナルデータに関しては、個人情報取扱いに関して全事業分野に適用される汎用的なガイドラインや匿名加工情報の取扱いに係る必要なルールの整備を個人情報保護委員会において本年中を目途に行う。

また、個別にデータ利活用が期待され、そのための環境整備が必要となる分野については、その特定及びスケジュールについて、具体的なデータ利活用プロジェクトを通じて得られる知見等を踏まえて、関係省庁が連携して検討を進め、本年中を目途に結論を得る。

- ・ IoT、AI時代に流通量が増大しつつある個人に関するデータの安全・安心な利活用の観点から、データ流通における個人の関与の仕組みや健全な取引市場の在り方、個人自らがデータを信頼できる者に託し個人や社会のために活用する等の仕組みについて技術・制度面から本年度末までに取りまとめる。

●官民データ活用推進基本法（平成28年12月 公布・施行）

（個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用）

第12条 国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

●データ流通環境整備検討会（内閣官房IT総合戦略室）

「AI、IoT時代におけるデータ活用WG 中間とりまとめ」（平成29年2月）

- ・ パーソナルデータを含めた多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するためには、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組み（PDS、情報銀行、データ取引市場）が有効。
- ・ 情報銀行等については、分野横断的なデータ活用に向けた動きが出始めており、今後、事業者、政府等の連携により、その社会実装に向けて積極的に取組を推進する必要がある。

●情報通信審議会（総務省）

「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第四次中間答申（平成29年7月）

- ・ データ取引市場及び情報信託機能を担う者について、一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、民間の団体等によるルールの下、任意の認定制度が実施されることが望ましい。
- ・ 情報信託機能については、2017年夏以降、必要なルールを更に具体化するための実証事業を継続するとともに、2017年中に、産学が連携して推進体制を整備し、任意の認定制度やルールの在り方について検討し、年内に認定業務に着手することを目指す。

「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」の開催、認定指針の検討へ

目的

平成29年7月の情報通信審議会答申等を受け、ユーザーが安心して情報信託機能を活用することができるよう、官民で協力し、情報信託機能を担う者に求められる要件やその認定ルールなどを明確化し、パーソナルデータの適切な利活用の推進を目指す。

検討項目

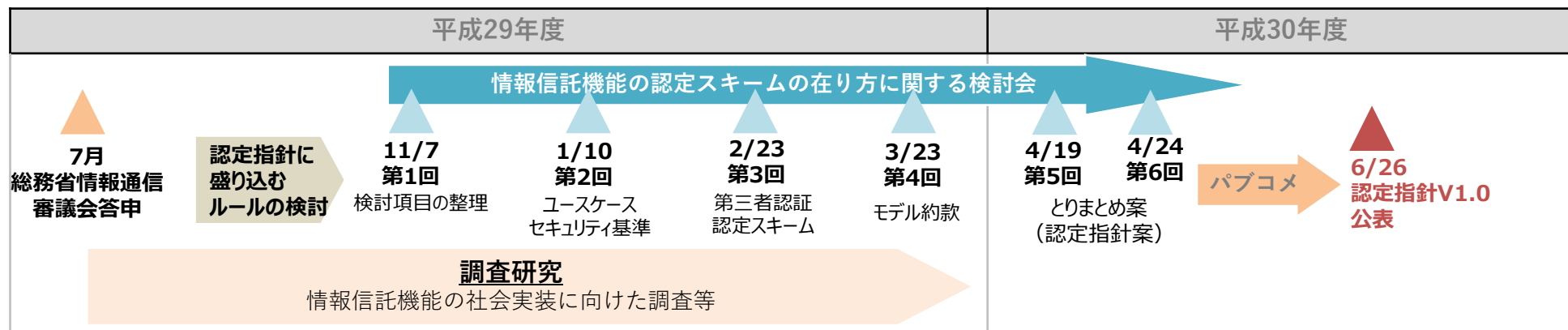
- （論点1）個人情報の提供に関する契約上の合意の整理
- （論点2）契約に基づく合意の取得の手法
（定型約款に必要となる事項、ユーザーインターフェースなど）
- （論点3）情報銀行に必要となる機能・要件
- （論点4）認定団体の認定スキーム（責任の範囲、運用の整理など）

検討に当たっての認識

※第6回検討会 資料6-1（とりまとめ（案））より抜粋

- 新しいサービスを普及させるためには、利用者や社会の信頼を得ることが大切であり、**一定の信頼性を満たす者を認定するとともに、個人のコントロールビリティを確保する必要がある。**
- 他方、このようなサービスは現時点では存在せず、今後、その出現が期待される分野であるため、**サービスの内容やビジネスモデルを限定することは望ましくなく、様々なタイプのサービスが提供され、競争できるような認定基準とすることが必要**である。

スケジュール



1) データ流通に関する問題意識①

「データ立国」実現に向けて、データは戦うための貴重な「資源」だが・・・

- ✓ 個人情報・データ利活用への「過剰な不安」「なんとなくの不安」
- ✓ 企業側も風評をおそれたデータ利活用への躊躇

「データ」利活用し続けることによるメリット・便益の明確化
「データを集積・活用」しやすい国内環境の整備→「情報銀行」
わが国を最もデータを集めやすく、使いやすい制度を持つ国に。

3

1) データ流通に関する問題意識②

個人情報を含む「データ」は誰が活用できる？
実効的なコントロールを達成するための仕組みはどのようなものか？

- ✓ 技術革新により、個人情報の集積が進み、データ量が莫大に増加、利用形態も不断に変化、そのスピードも加速。
- ✓ 誰に、どのような自分のデータを提供し、活用すればよいのか？
個人が自分の情報を全てコントロールするのは困難

個人のコントロールビリティを確保するために、
信頼できる情報銀行という存在を創設し、個人に代わって
適切に、個人に関するデータを、実効的にコントロールするために
情報銀行に任せるという仕組みが必要。

4

※第1回検討会（平成29年11月） 資料1-2より抜粋

このような問題意識を踏まえた上で
「情報銀行」の仕組みが適切に機能するための課題を検討

※第1回検討会（平成29年11月）資料1-2を元に作成

論点1）個人情報の提供に関する契約上の合意の整理

個人に代わって専門的知識・能力がある者（＝情報銀行）が当該個人の個人情報を扱う仕組みが重要。

- 個人と情報銀行の間の契約により、個人情報の利用が本人の判断と同等である（代位）と見なすことはできないか。

論点2）契約に基づく合意の取得の手法（定型約款に必要となる事項、ユーザーインターフェースなど）

個人に代わり情報銀行の判断で個人情報の提供を行うには、自分の個人情報を委託することの契約に基づく合意を取ることが必要。その合意の基礎となるものが、認定機関が定める「定型約款」の内容となる。

- 約款として記載すべき事項は、どのような項目が必要なのか。ユーザーの利益を適切に確保できる条項とはどういうものか。

論点3）情報銀行に必要となる機能・要件

情報銀行は個人に代わり個人情報の管理・利活用を行うので、消費者保護の観点から一定の信頼性、公益性が必要。また、信頼性を担保するために、経営・ガバナンス面はもちろんのこと、セキュリティ面でも基準が必要。

- どのような機能・要件が必要となるのか。セキュリティはどのレベルで担保される必要があるか。

論点4）認定団体の認定スキーム（責任の範囲、運用の整理など）

- 認定基準、認定する際の審査方法、認定を行った場合の証など、どうするか。
- 認定内容に違反した場合、個人情報漏洩が起こった場合のスキームをどうするか。
- 認定団体自体の運用スキームはどうあるべきか。

※第6回検討会（平成30年4月） 資料6-1（とりまとめ（案））を元に作成

【認定基準について】

- 「認定基準」は一定の水準を満たす事業者を認定する仕組みによって消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示すもの。レベル分けは想定しない。
- 消費者個人を起点としたデータの流通、消費者からの信頼性確保に主眼を置く。データの信頼性などビジネス上のサービス品質を担保するためのものではない。
- 今後事業化が進む分野であるため、サービスの具体的内容や手法等はできるだけ限定しない。

【モデル約款について】

- 「モデル約款」とは、消費者の便益、委任の内容等について事業者と消費者の間の契約の標準的な内容を示すもの。消費者が安心して当該サービスを利用するためのもの。
- 認定基準のうち事業内容に係る要件は、モデル約款においても多くの共通の要素を有するものとなり、認定要件に準拠する形でモデル約款の記載事項を作成。

【個人のコントローラビリティの確保について】

- 「情報銀行」は、実効的な本人関与（コントローラビリティ）を高めて、パーソナルデータの流通と活用を促進するという目的の下、利用者個人が信頼できる主体に委任するというものだが、他方、現時点（※検討当時）において情報銀行は存在しておらず、データの流通促進を進めるという社会的要請を踏まえ、情報銀行が市場に登場し、競争する環境を整備することが急務。
- 上記の観点から、認定基準及びモデル約款において定める「個人のコントローラビリティを確保するための機能」については、コントローラビリティとサービスの多様性とのバランスを考慮。

※第4回～第6回検討会（平成30年3月・4月） 資料を元に作成

（1）個人情報の提供に関する契約上の合意の整理

情報銀行サービスについて、情報銀行の責任範囲を明確化するため、個人・情報銀行間を「委任関係に関する契約上の合意」と整理。

- 「委任関係」とは、個人に代わって妥当性を判断の上、個人情報を適切に管理・利活用（第三者提供等）することについて、個人が情報銀行に委任する関係。
- 委任関係について、具体的合意条件を「モデル約款」の記載事項として示すこと。
- その際、内容を契約等でわかりやすく整理し、個人情報保護法上の第三者提供においても有効な同意が取得できるよう整理することが重要。

（3）情報銀行が備えるその他機能

認定要件の他、個人のコントローラビリティの確保に資するその他の機能については競争領域として整理。提供する場合には、情報銀行を選択する際に参照できるよう、利用者個人に対して機能を明示する。

	必要な機能（認定要件）	その他の機能（例） （提供する場合は個人に明示）
第三者提供の条件の指定	・第三者提供の条件（提供先、利用目的等）の指定	・個別の提供先／データ項目ごとの詳細な条件指定（わかりやすいUIの観点からダッシュボード的表示の仕方なども想定）
トレーサビリティ	・個人のデータがどこに提供されたのかという履歴の閲覧	・提供の日時、提供されたデータ項目の閲覧 ・提供されたデータの提供先での利用状況の閲覧

（2）利用者がコントロールできる機能

個人のコントローラビリティを確保するための機能について、認定基準に以下の内容を記載。

- ✓ 提供先・利用目的・データ範囲について、個人の選択肢を用意
- ✓ 操作が容易なユーザインターフェイス（UI）の提供
- ✓ UIによるデータ項目・提供先の履歴の閲覧（トレーサビリティ）
- ✓ UIによる個人情報の第三者提供・利用の停止（同意の撤回）
- ✓ UIによる保有個人データの開示の請求（個人情報保護法に基づく請求）

（4）認定の対象

事業者単位／事業単位いずれも申請可能とする。申請する範囲は申請者側で定義する。

（①特定のブランド名・サービス名などが付けられている、②運営する組織が分かれているなど、事業者内で一定のまとまりを有することを想定）

	事業者単位	事業単位
申請範囲	当該事業者の行う情報信託機能の事業について申請	特定の情報信託機能の事業について申請
申請する事業の範囲の特定	事業者が情報信託機能以外の事業も行う場合は、情報信託機能の事業の範囲を明確にして申請する	対象となる情報信託機能の事業の範囲を明確にして申請

- 検討会での議論を踏まえ、**①認定基準**、**②モデル約款の記載事項**、**③認定スキーム**から構成される「**情報信託機能の認定に係る指針Ver1.0**」をとりまとめ。
- 認定を行う団体は、本指針に基づき、認定制度を構築・運用することとした。
- また、将来的には、総務省による実証実験やこれからのサービスの展開を踏まえ、**認定基準及び認定スキームについては継続的に見直しを行う**こととした。

認定指針v1.0の主な内容

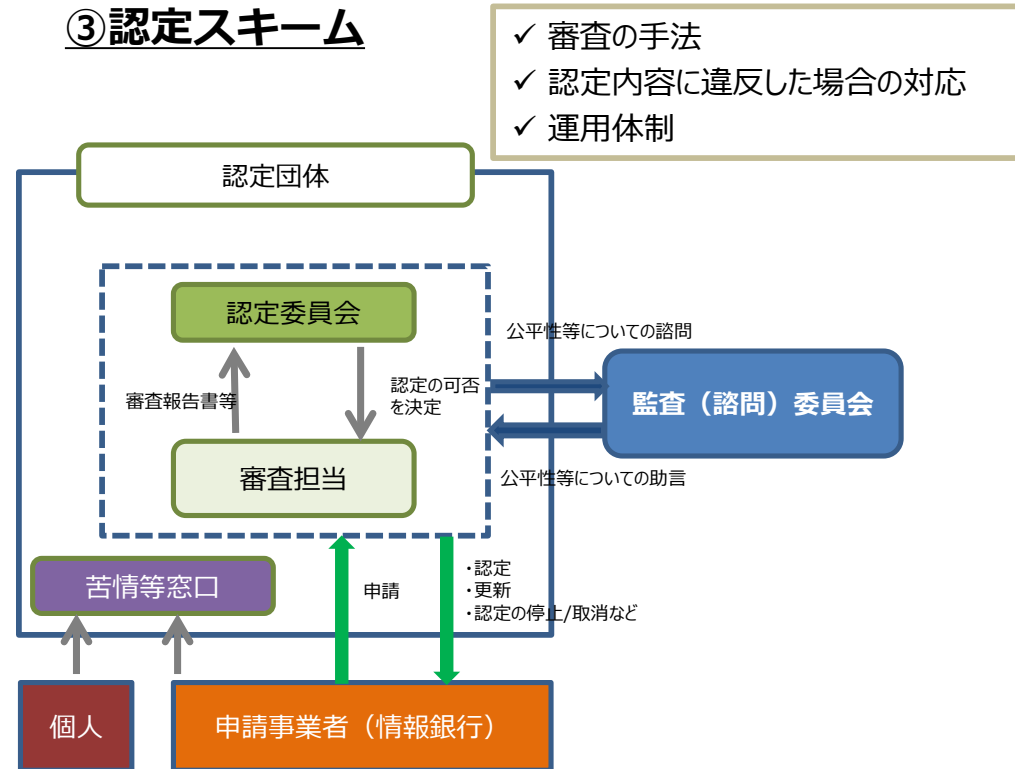
①認定基準

- ✓ 経営面の要件
- ✓ セキュリティ基準
- ✓ ガバナンス体制（相談体制、監査体制等）
- ✓ 個人情報の取得方法や利用目的の明示
- ✓ 利用者がコントロールできる機能（トレーサビリティ、同意の撤回、情報開示等）
- ✓ 損害賠償責任

②モデル約款の記載事項

- 委任関係に関する契約上の合意について、具体的な条件をモデル約款として示す
- ✓ 目的
 - ✓ 業務範囲
 - ✓ 情報銀行が担う義務
 - ✓ 事業終了時等の扱い
- （個人情報保護法上も、第三者提供に係る有効な包括的同意となるよう整理）

③認定スキーム



(参考) 実施した調査研究等の内容 (平成29年度)

情報信託機能の社会実装に向けた調査

(PDS/情報信託機能を活用した観光分野におけるデータ流通・活用実証)

請負事業者

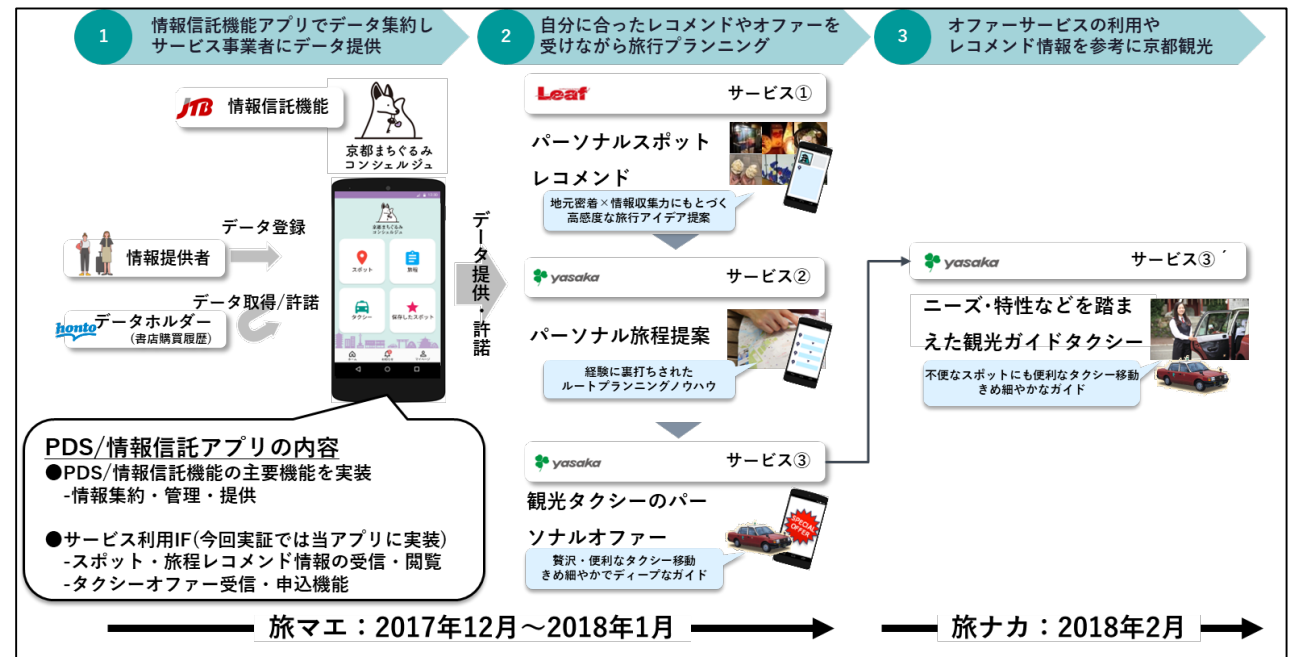
株式会社JTBコーポレートセールス、大日本印刷株式会社

実施内容

ユースケースを用いた実証事業を通じて、パーソナルデータの取得・第三者への提供などの各情報信託機能について、同意取得や契約に際してのルールの内実などの検討を行い、このような情報信託機能が社会実装されることを想定した課題の整理等を行う。

◆ PDS/情報信託機能は、情報提供者の属性情報やデータホルダーが保持する書籍購買履歴情報などのパーソナルデータを取得して、オープンデータの活用も含めて、分析・加工し、サービス事業者にデータ提供する。

◆ 各サービス(サービス事業者)は、取得したデータを利活用し、モニターにパーソナライズされた観光情報・サービスを提供する。



調査の主な成果

- ◆ 社会実装に当たっての課題として整理。
 - ・生活者はデータ利活用に対する不安が大きい。具体的なサービスや利便性、メリットを提示していくことが必要。
 - ・メリット・便益を提供する事業者もリスク・不安の意識が強いため、事業者が安心安全にデータを利活用できる機能を具備した社会的基盤の構築が必要。
 - ・データ提供を行う者もデータ提供に対する抵抗感が非常に大きく、事業者に対する優遇など、データ提供を促す方策が必要。

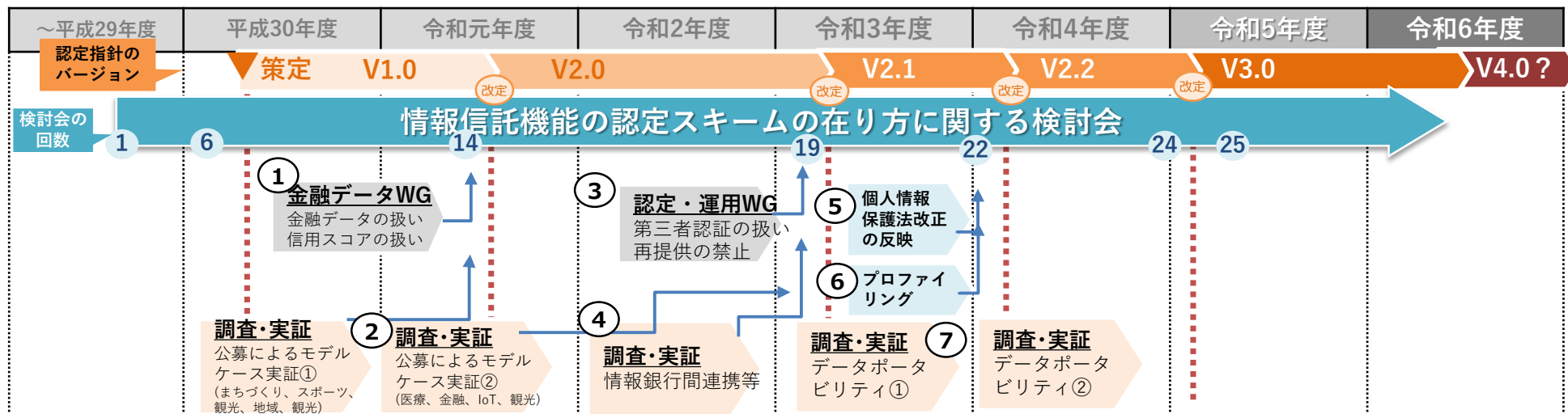
2. 運用開始後の情報銀行認定 に関する課題に係る検討

2. 運用開始後の情報銀行認定に関する課題に係る検討 全体像

論点

- ① **金融データの取扱い** …P.20
 - ・銀行等とのAPI接続の進捗を踏まえ、情報銀行の金融データの取扱いはどうあるべきか。
 - ・いわゆる「信用スコア」の作成や流通の可能性について、利活用への制限が必要ではないか。
- ② **認定事業開始後の状況を踏まえた見直し** …P.23
 - ・実証事業、各企業における情報銀行事業の検討、認定事業の開始等の動きを踏まえ、見直しが必要かどうかを検討すべき事項は何か。
- ③ **認定・運用WG（第三者提供の扱い、再提供の禁止等）** …P.28
 - ・情報銀行の認定の進展に伴い認定・運用の過程において顕在化した課題はどのようなものか。
- ④ **情報銀行間の連携** …P.32
 - ・再提供先の事業者が認定情報銀行の監督下にある場合は、再提供禁止の例外とすべきではないか。
 - ・情報銀行間の連携、情報銀行とデータ取引市場との連携、情報銀行からの直接の提供先からの二次提供はどうあるべきか。
- ⑤ **令和2年・3年個人情報保護法改正の反映** …P.35
 - ・個人情報保護法改正につき指針の修正が必要な項目はなにか。
 - ・個人起点のパーソナルデータ流通を重視する情報銀行における「仮名加工情報」及び「個人関連情報」の取扱いにつきどのように考えるべきか。
- ⑥ **プロファイリングの規律の在り方** …P.38
 - ・特定個人の趣味嗜好などを分析・予測するプロファイリングについて、どのような規律が必要になるか。
 - ・プロフィールが明確に作成されない形でプロファイリングがなされる場合、同意取得はどのように考えるべきか。
- ⑦ **データポータビリティの実現に向けた課題** …P.40
 - ・データポータビリティの実現に向けて、情報銀行とプラットフォーマー等との間のデータ連携の方策や情報銀行が実装すべき機能等はどうなるものか。

検討スケジュール（認定指針改定・検討回開催との関係）



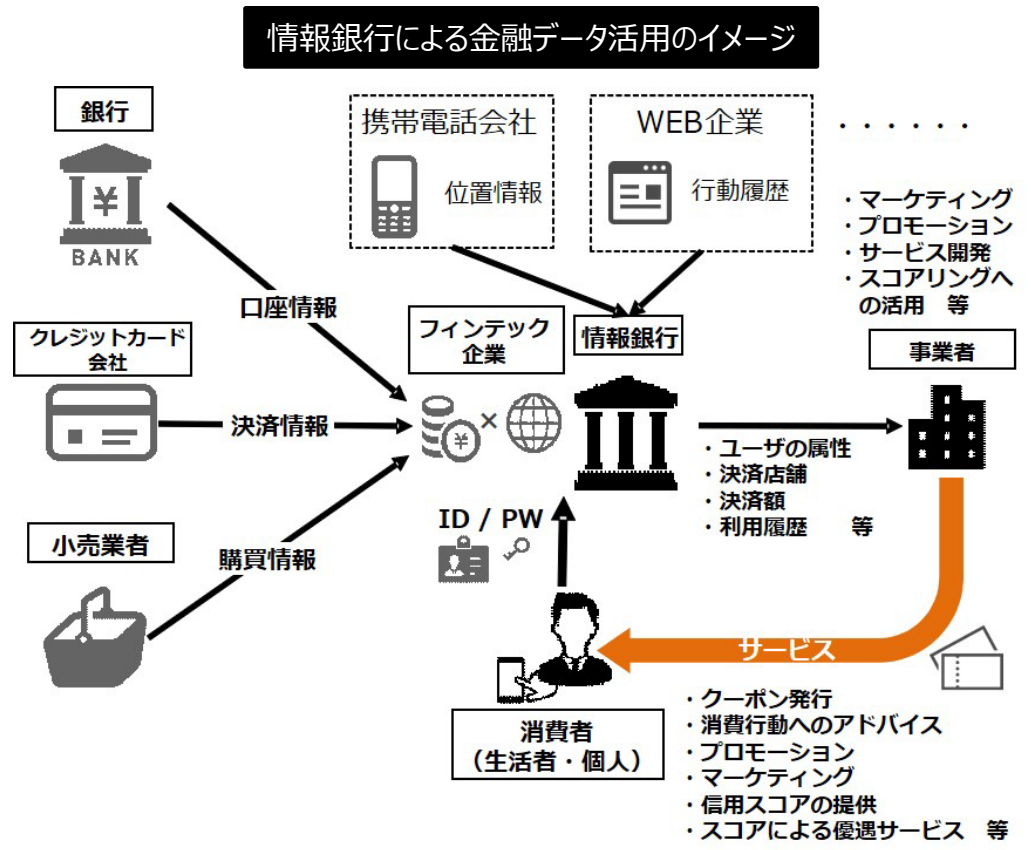
2. ① 金融データの取扱い

論点

- 銀行等とのAPI接続の進捗を踏まえ、情報銀行において金融データを取り扱うことの意義はなにか。
- いわゆる「信用スコア」の作成や流通の可能性について、利活用への制限が必要ではないか。

考え方の整理 (認定指針改定なし)

- 情報銀行を通じ、消費活動の可視化やAI等を活用した分析等により、より計画的な消費活動や合理的な資産運用が可能となることが期待される等、金融データを活用した情報銀行のユースケースが示された。
- 信用スコアを取り扱うにあたっては差別につながる懸念等もあることから、信用スコアを取り扱う場合のパターンを整理し、リスクを明示することや情報銀行が説明責任を持つこと等の留意点をまとめた。



(第10回検討会(平成31年3月) 資料10-1より抜粋)

関連調査・実証

令和元年度 「情報信託機能活用促進事業 (提案の公募)」のうち、
「情報信託機能を活用した事業 (ヘルスケア、金融、IoT分野)」 (一般社団法人美園タウンマネジメント 等)

目的・検討内容

- キャッシュレス化の進展により、決済等に関する新たな金融データの蓄積が見込まれ、金融分野における情報銀行の更なる展開が期待されることから、モバイル決済の普及に向けた実証について関係者の意見を踏まえた検証内容の具体化を行うとともに、金融分野における情報銀行のユースケース・課題等について更なる検討を行う。
- 主な検討内容
 - (1) モバイル決済の推進に向けた実証体制、内容等
 - (2) 決済データを利活用した新たなサービス
 - (3) 金融データを活用した情報銀行のユースケース

開催実績

- 第1回（平成30年9月20日）
- 第2回（平成30年10月22日）
- 第3回（平成30年12月5日）
- 第4回（平成31年2月4日）

WG構成員

※WG設置当時（平成30年9月）

(主査)

氏名	所属等
落合 孝文	一般社団法人Fintech協会
田中 大輔	株式会社野村総合研究所
福田 好郎	一般社団法人キャッシュレス推進協議会
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院 法務研究科教授
若目田 光生	一般社団法人日本経済団体連合会 情報通信委員会 企画部会 データ戦略WG 主査 日本電気株式会社 データ流通戦略室長
関係事業者： 株式会社NTTドコモ、株式会社Origami、チャネルペイメントサービス株式会社、KDDI株式会社、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社メルペイ、ヤフー株式会社、LINE Pay株式会社、株式会社ローソン	
関係省庁： 内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁 企画市場局 総務課 信用制度参事官室、経済産業省 商務情報政策局 情報経済課、経済産業省 商務情報政策局 消費・流通政策課、経済産業省 経済産業政策局 産業資金課	
オブザーバー： 一般社団法人日本IT団体連盟、日本商工会議所	

情報銀行において「信用スコア」を取り扱う場合の留意点

①同意取得

情報銀行は、個人に対し、取得又は第三者提供される個人情報信用スコアの算定に利用されること及びそれによるリスクについて、明示的に説明すること。

②信用スコアの利活用

情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことが原則となることから、提供することによって、個人にとって不利益となる恐れがある場合は提供しない、または個人に対しリスクを示すなど、個人の利益を踏まえた利活用を行うこと。

③非提携企業による信用スコアの二次利用

情報銀行は、他者が作成したスコアを作成者又はスコアの対象となる個人から取得し、他の第三者に提供する場合で、作成者が二次利用に対し制限を設けている場合には、制限に反しない範囲で提供を行うこと。

④信用スコアの基礎データ

情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことが原則となることから、遺伝情報や、差別に繋がる過去の情報を基礎データとして用いないこと。また、当該情報を信用スコアを算定する者に対し提供しないこと。

⑤説明責任・透明性

情報銀行は、スコアに用いたデータ及びスコアの算出方法について、アカウントビリティを持つこと。

⑥人間の関与

信用スコアを機械化された処理により数値化する場合において、人間の関与を本人が求めることを認めるという対応を行うかについても検討すること。

2. ② 認定事業開始後の状況を踏まえた見直し

- 論点**
- 実証事業、各企業における情報銀行事業の検討、認定事業の開始等の動きを踏まえ、見直しの検討が必要な事項は何か。

改定内容（認定指針v2.0）

※主なもの（第14回検討会(令和元年8月) 資料14-2を元に作成）

1. 情報銀行認定の基本的な考え方の見直し

（申請主体に関すること）

- ・ 行政機関や独法等が申請する場合の留意点（各主体が適用される法令等を踏まえて適切に読み替えること）
- ・ 複数者共同で事業を行う場合の認定（各者の役割分担の明確化、説明・損害賠償等の責任は連帯であること等）

（事業内容に関すること）

- ・ 未成年等が利用する場合の留意点（同意を得る対象など）
- ・ 個人情報的加工する場合に個人に明示する事項（加工する旨、利用目的、得られる便益など）
- ・ 提供先第三者に求める内容の補足（Pマーク等を取得していなくても「認定基準に準じた扱い」とする場合の追記（情報銀行が管理した上で閲覧する情報・方法を限る等））
- ・ 認定対象とする個人情報の範囲（個人情報を全く扱わない事業、要配慮個人情報を扱う事業は対象外 ※当時）

2. 個人による情報銀行の選択に関する事項

- ・ 情報銀行に関する透明性の確保（利用目的に応じたリスク、個人への便益の考え方等を公表すること）
- ・ データ倫理審査会に関する事項の追記（審議の考え方、審議事項、運営方法 等）

3. プレイヤー間の連携

- ・ 提供先第三者からの再提供禁止の例外（共同利用する場合、提供先で個人情報ではない加工をする場合等）

考え方の整理のみ ※v2.0改定時には認定指針に反映せず

- ・ 情報銀行間の連携、情報銀行とデータ取引市場の連携（今後期待されること、連携した場合の効果等）

関連調査・実証

平成30年度 及び 令和元年度 「情報信託機能活用促進事業（提案の公募）」

「情報信託機能の認定に係る指針」 Ver2.0（令和元年10月改定） より抜粋 ※主なもの

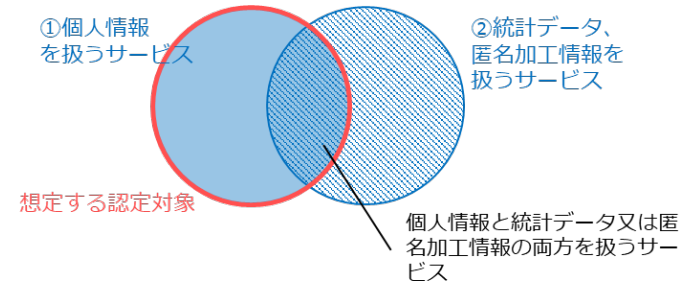
【認定対象とする個人情報の範囲】

II 適用範囲 3本指針の対象とするサービス (2) 事業で扱うデータの種類

・本指針は、個人情報を扱う事業を対象に、安心して利用出来る情報銀行という観点から認定要件を定めており、個人情報を全く扱わない事業は対象としない。

※本指針において、「個人情報」に関して設けている取扱上の制限等については、統計データ・匿名加工情報については適用されない。（統計データ・匿名加工情報に対する個人のコントロールビリティの及ぶ程度については、情報銀行ごとに判断されるべきである。）

※ただし、個人情報の加工及び加工した情報の提供を行う場合には、その旨や当該提供による個人への便益（便益の有無を含む）について、必要な情報を個人に対して開示することが必要。



※本検討会で対象とする「個人情報」には、「要配慮個人情報」は含まない

【提供先第三者に求める内容の補足】

III 情報信託機能の認定基準 1 事業者の適格性 (2) 業務能力など

(※) 情報銀行は、提供先がPマークまたはI SMS認証を取得していない場合であっても、

- ・ 情報は情報銀行が管理し、提供先は決められた方法で、必要な情報の閲覧のみができることとする
- ・ 提供先において特定の個人を識別できないよう、個人情報の暗号化処理または個人情報の一部の置き換え等の処理を行い、復元に必要な情報を除いた形で提供先に提供する
- ・ 情報銀行の監督下で、提供先からPマークまたはI SMS認証を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させる

のいずれかの対策を講じた上で、それぞれのケースにおいて求められる情報セキュリティ・プライバシーに関する具体的基準を提供先が遵守していると認められる場合には、「認定基準に準じた扱い」であることができる。

「情報信託機能の認定に係る指針」 Ver2.0（令和元年10月改定） より抜粋 ※主なもの

【データ倫理審査会に関する事項の追記】

III 情報信託機能の認定基準 5 諮問体制（データ倫理審査会）に関する事項

■ データ倫理審査会における審議の考え方

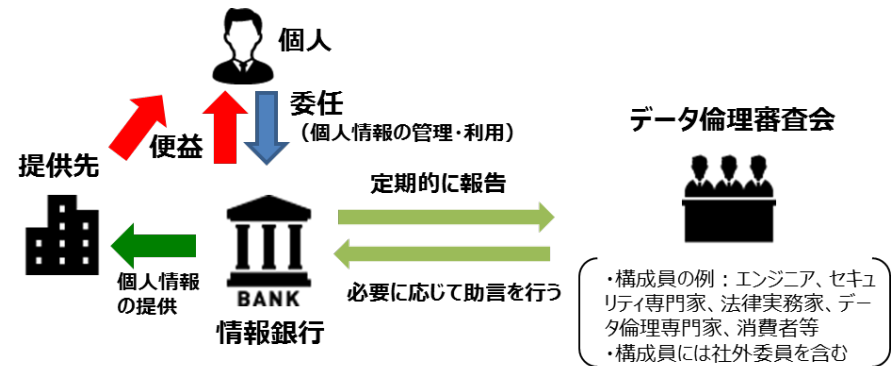
- ・ 情報銀行は、個人の代理として、個人が安心して自らに関する情報を預けられる存在であることが期待される。このため、利用者たる個人の視点に立ち、適切な運営が確保される必要がある。
- ・ このため、データ倫理審査会は、情報銀行の事業内容が個人の利益に反していないかという観点から審議を行う。
 - （例）
 - ・ 個人によるコントロールABILITYを確保するための機能が誤解のないUIで提供されているか
 - ・ 個人の同意している提供先の条件について、個人の予測できる範囲内で解釈されて運用されているか
 - ・ 個人にとって不利益となる利用がされていないか／個人に対し個人情報の利用によるリスクが伝えられているか
 - ・ 個人にとって高いリスクを発生させる恐れがある場合には、GDPRで義務づけられているDPIA（データ保護影響評価）を参考にすることも考えられる

● 情報銀行事業について、以下の事項についてその適切性を審議し、必要に応じて助言を行う

- ・ 個人と情報銀行の間の契約の内容
- ・ 情報銀行の委任した個人情報の利用目的
- ・ 個人による情報銀行に委任した個人情報の第三者提供に係る条件の指定及び変更の方法（UI）
- ・ 提供先第三者の選定方法
- ・ 委任を受けた個人情報の提供の判断

● 運営方法

- ・ 構成員及び（必要な範囲の）議事録は公開する
- ・ 必要に応じ情報銀行に調査・報告を求めることができる



情報信託機能活用促進事業 (提案の公募)

事業の目的

実証事業を通じ、情報信託機能等を担う者の要件や関係者間に必要なルール等を検証するとともに、情報信託機能等を運用するにあたっての課題の抽出・解決策の検討及びモデルケースの創出を行うことで、情報信託機能等の社会実装を促し、パーソナルデータの流通・活用の促進を図る。

実施内容・請負事業者

◆まちづくり (ヘルスケア) 分野とスポーツ・観光分野の情報信託機能に基づくパーソナルデータ利活用

(代表事業者：一般社団法人おもてなしICT協議会)

- ・まちづくりのコミュニティへの参加者から行動データ等を収集し、パーソナルデータ利活用モデルを構築。

◆個人のIoTデータ等を活用したライフサポート事業 (代表事業者：株式会社日立製作所)

- ・個人の電力データに基づく、保有家電向け保険サービスの開発可能性等について検討・検証。

◆情報信託機能を活用した「次世代型トラベルエージェントサービス」 (代表事業者：株式会社JTB)

- ・パーソナルデータに基づき、ユーザ特性/状況データにマッチした情報や特別な体験を提供するユースケースを検証。

◆地域型情報銀行 (代表事業者：中部電力株式会社)

- ・サービス事業者等へのデータ販売や、地域事業者のデータを活用したマーケティング業務・データ管理業務の代行等を行うユースケースを検証。

◆情報信託機能を用いた個人起点での医療データ利活用実証事業 (代表事業者：株式会社三井住友銀行)

- ・現状各医療機関が保有する医療データを、個人に返すことにより、②個人の意思に基づく医療データの共有を可能とし医療サービスの質と効率性を向上させるモデルについて検討・検証。

調査の主な成果 (検討が必要とされた事項)

- ・情報提供先の利便性(データの取得容易性、利用性)を確保するため、インターフェイス等の検討が必要。
- ・データの内容や提供形態によってリスクは異なるため、きちんとデータを仕分けしてから検討を始めることが必要。
- ・ヘルスケア分野でより効果が期待できる処方を実施するには要配慮個人情報情報の取扱いの検討が必要。

情報信託機能活用促進事業 (提案の公募)

事業の目的

実証事業を通じ、情報信託機能を活用したサービス等の提供にあたっての課題の抽出、解決策の検討及びモデルケースの創出を行うことで、情報信託機能等の社会実装を促し、パーソナルデータの流通・活用の促進を図る。

実施内容・請負事業者

- ◆**情報信託機能を活用した事業 (ヘルスケア、金融、IoT分野) (代表事業者：一般社団法人美園タウンマネジメント)**
 - ・体組成データ、活動量データ、血液データ等のヘルスケアデータおよび購買データ、スマートホーム等からの住環境データなどを情報銀行に集めることにより、情報価値の向上、需要開拓や新商品開発につなげる新たな収益モデルの検証を実施。
- ◆**地域ヘルスケア情報信託基盤事業 (代表事業者：日本医師会ORCA管理機構株式会社)**
 - ・情報銀行がヘルスケア分野の情報を提供する場合の説明・同意取得方法、データの連携・統合の在り方等を設計。
- ◆**ヘルスケア型情報銀行のビジネスモデルの構築と普及促進 (代表事業者：株式会社マイデータ・インテリジェンス)**
 - ・個人の体重や歩数などのデータを情報銀行で収集し、利用者に適したサービスの提供及び商品の案内を行うモデルの検証を実施。
- ◆**情報信託機能を活用した離島地域における人材マッチング事業 (離島×旅×複業推進プロジェクト)**
(代表事業者：株式会社JTB)
 - ・「離島における雇用」に着目し、情報銀行を活用した雇用マッチングにより、離島が抱える構造的な雇用環境を改善する仕組みやサービスを検討。

調査の主な成果 (検討が必要とされた事項)

- ・情報銀行が保健医療情報を扱う際には、セキュリティや情報管理体制等においてより高い基準を定める必要があり、現行の認定指針に追加すべき要件の検討が必要。
- ・小規模事業者等は認定指針に記載されている管理体制の要求を満たすことが難しく、第三者提供先に求める要件の見直しを含めた検討が必要。
- ・利用者が情報銀行に情報を預ける際の心理的なハードルを下げるため、利用の便益やリスクを明確にする工夫が必要。

論点

- 情報銀行の認定の進展に伴い認定・運用の過程において顕在化した課題はどのようなものか。

具体的な論点

1) 提供先第三者の選定

認定指針及び認定基準の「提供先第三者の選定基準」が厳しく、提供先が限られてしまうことが、認定取得及び認定情報銀行の普及拡大の妨げになっているのではないか。第三者認証等を取得していない場合はどのような情報・手法であれば例外として認められるのか。

2) 統制環境に問題のある事業者の扱い

形式的には認定基準を満たしていても、認定後に統制環境（ガバナンス体制）に懸念が生じることも考え得るのではないか。

3) 再提供禁止の例外の事例

再提供禁止は指針における重要なルールだが、具体例が明らかではないため、どのような事例が例外として許容されるのか具体的な検討が必要ではないか。

4) 世帯で利用する機器等から取得される情報の利用

世帯等の複数の構成員が利用する情報収集機器等（例：テレマティクス機器）から取得されるデータを利用する場合には、それらの構成員の同意が得られていることの確認や利用停止の求めの取扱いについて配慮する必要があるのではないか

改定内容（認定指針v2.1）

提供先第三者として許容される第三者認証について、PマークとISMS認証に加えてPマークの部門認証の例外措置を適用を認めた。

また、第三者認証等を取得していなくても提供が認められる例外として、提供先第三者に個人を識別できないような加工を求める場合等、追記した。

※提供先第三者が情報銀行の認定事業者の場合も例外的に提供先第三者による再提供が認められる（③情報銀行間の連携スライド参照）。

ガバナンス体制の要件において、情報銀行認定事業者としての社会的信頼を確保するために必要なコンプライアンスを損なわないための体制が整っており、それを維持していることを要件とした。

いわゆるアグリゲーションサービスである場合や、個人の指示のもとに同様なし類似の内容のサービスへの乗り換えとして行われる場合については、本人の利益が明らかであり、一定の要件のもと再提供が認められる旨を追記した。

世帯等（IoTセンサー等で一次的にパーソナルデータを把握できる範囲の社会的集団）の複数の構成員が利用する情報収集機器等から取得されるデータを利用する場合には、それらの構成員の同意が得られていることの確認や利用停止の求めの取扱いについて配慮することを求める記載を追加した。

目的・検討内容

- 情報銀行の認定・運用の過程で生じた課題について重点的に検討を行う。WGでの検討結果を踏まえて検討会において認定指針の見直しを行う。
- 主な検討内容
 - (1) 提供先第三者の選定に係る記載の明確化
 - (2) PマークとISMS認証に加えて許容される第三者認証等
 - (3) 統制環境に問題のある事業者の扱い
 - (4) IoT機器から取得される情報の利用

開催実績

- 第1回（令和2年11月30日）
- 第2回（令和3年2月10日）
- 第3回（令和3年3月15日）

WG構成員

※WG設置当時（令和2年11月）

氏名	所属等
井上 貴雄	大日本印刷株式会社 ABセンター コミュニケーション開発本部 本部長
太田 祐一	株式会社Data Sign代表取締役社長
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
高口 鉄平	静岡大学大学院情報学領域 准教授
小林 慎太郎	株式会社野村総合研究所 ICTメディア・サービス産業コンサルティング部 上級コンサルタント
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
野村 洋治	富士通株式会社 DXプラットフォーム事業本部 データテクノロジー事業部 シニアディレクター
花谷 昌弘	株式会社NTTデータ 金融事業推進部 デジタル戦略推進部
美馬 正司	株式会社日立コンサルティング スマート社会基盤コンサルティング第2本部 ディレクター 慶應義塾大学 政策・メディア研究科 特任教授
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
森田 弘昭	株式会社マイデータ・インテリジェンス 取締役執行役員COO
山本 龍彦	慶應義塾大学法務研究科 教授
湯浅 壘道	情報セキュリティ大学院大学 学長補佐／情報セキュリティ研究科 教授

(主査)

オブザーバー：
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会事務局、一般社団法人日本IT団体連盟、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

「情報信託機能の認定に係る指針」Ver2.1（令和3年8月改定） より抜粋

1) 提供先第三者の選定について

情報信託機能の認定基準 1) 事業者の適格性

②業務能力など

・情報提供先との間でモデル約款の記載事項に準じた契約を締結することで、情報提供先の管理体制を把握するなど適切な監督をすること、情報提供先にも、情報銀行と同様、認定基準に準じた扱い（セキュリティ基準、ガバナンス体制、事業内容等）を求めると（※）等

（※）提供先が第三者認証等の取得等をしていないが、認定団体が認める業種別ガイドラインにおける安全管理措置を遵守している事業者であると認定団体が認める場合には、既存の第三者認証等の取得等に相当するものとみなす。

また、情報銀行は、提供先が第三者認証等の取得等をしていない場合であっても、

- ① 情報は情報銀行が管理し、提供先には転記・複製禁止の契約を締結し、一覧での閲覧や任意検索ができない方法で、一人分のみ検索できる技術的対策を施した上で、必要な情報の閲覧のみができることとする
- ② 提供先において特定の個人を識別できないよう、当該個人情報に含まれる記述等の一部の削除処理（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）を行い、提供先に提供する
- ③ 情報銀行の監督下で、提供先から第三者認証等の取得等をしている者に個人情報の取扱いを全て委託させる。また、提供先の委託先に対して情報銀行の監督が及ぶよう提供先と委託先間の委託契約に規定し、提供先に渡る情報は①又は②の条件を満たすものとするのいずれかの対策を講じた上で、それぞれのケースにおいて求められる情報セキュリティ・プライバシーに関する具体的基準を提供先が遵守していると認められる場合には、「認定基準に準じた扱い」であることができる。

ただし、情報銀行は、自らのサービスと関連して提供先第三者が利用者から直接書面（電磁的方法を含む）による個人情報を取得することを許容する場合、以下のいずれかの措置を講ずる必要がある。

- ・提供先におけるコンプライアンス体制の構築及びその実施（監査の実施等）を客観的かつ検証可能な方法で確認する。
- ・利用者との契約時及び利用者への提供先第三者に関する情報提供時に、情報銀行の提供するサービスと提供先が独自に提供するサービスとの区別を利用者が認識できるような表示を行う。

2) 統制環境に問題のある事業者の扱いについて

情報信託機能の認定基準 3) ガバナンス体制

②社会的信頼維持のための体制

・情報銀行認定事業者としての社会的信頼を確保するために必要なコンプライアンスを損なわないための体制が整っており、それを維持していること

「情報信託機能の認定に係る指針」Ver2.1（令和3年8月改定） より抜粋

3) 事業内容（再提供禁止の例外の事例について）

情報信託機能の認定基準 4) 事業内容

④情報銀行の義務について

- ・ 個人情報の第三者提供を行う場合、当該提供先からの個人情報の他の第三者への再提供の原則禁止（※）

※ 情報銀行は、個人起点のデータ利活用を推進するために、個人が信頼できる情報銀行に個人情報の取り扱いを委任することで、個人の情報に対するコントローラビリティを高めることを目的とするものであることから、情報銀行から個人情報を提供された第三者による当該情報の再提供は禁止される（情報銀行は、個人の同意があっても、再提供を行う事業者に個人情報を提供してはならない）のが原則である。ただし、提供先第三者が情報銀行認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）である場合又は次の1～3の条件を満たす場合には、個人のコントローラビリティが確保され、情報信託機能の認定制度の趣旨を損なうものではないものとして、**例外的に提供先第三者による再提供を認める**（情報銀行は、認定事業者のほか、以下の1～3の条件を満たす場合に限り、再提供を行う第三者に対して個人情報を提供することができる）ものとする。

1、2（略）

3 再提供の必要性、すなわち、個人の利便性と、再提供の例外の濫用の防止の観点から、再提供の例外は①再提供先が公的なガイドラインまたは業法の整備がされている分野におけるいわゆるアグリゲーションサービスである場合と②再提供が個人の指示のもと、同様なし類似の内容のサービスへの乗り換えとして行われる場合を前提とすること。

4) 事業内容（世帯で利用する機器等から取得される情報の利用について）

情報信託機能の認定基準 4) 事業内容

③情報銀行の義務について（※）

（※）世帯等（IoTセンサー等で一次的にパーソナルデータを把握できる範囲の社会的集団）の複数の構成員が利用する情報収集機器等から取得されるデータを利用する場合には、世帯等の複数の構成員の個人情報が混在することが想定されるため、それらの構成員の同意が得られていることの確認や利用停止の求めの取扱いについて配慮すること。その詳細な方法については、認定団体が定める基準を遵守すること。認定団体の基準の設定に際しては、関連するIoT機器分野にかかる認定個人情報保護団体（特に一般社団法人放送セキュリティセンター）の個人情報保護指針等を参考とすることが望ましい。

2. ④ 情報銀行間の連携

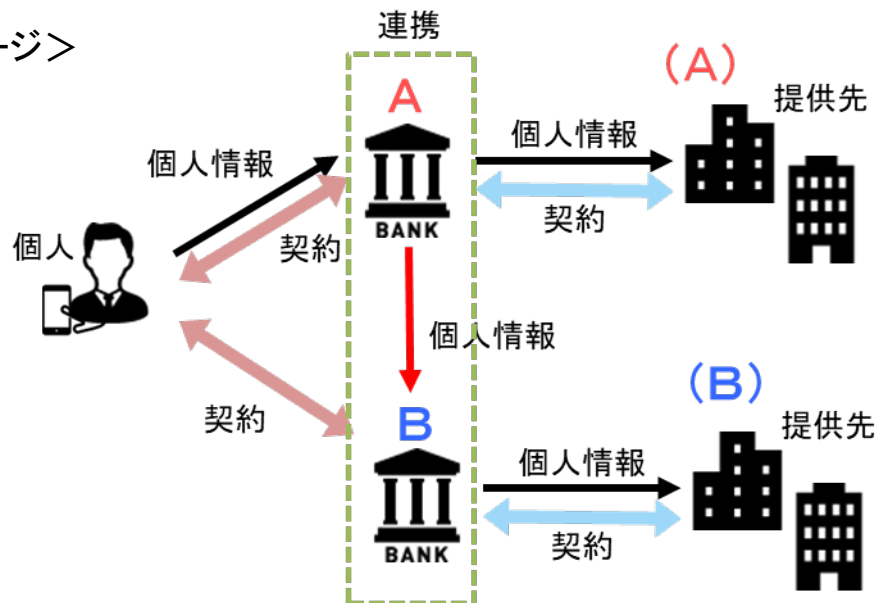
論点

- 再提供先の事業者が認定情報銀行の監督下にある場合は、再提供禁止の例外とすべきではないか。
- 情報銀行間の連携、情報銀行とデータ取引市場との連携、情報銀行からの直接の提供先からの二次提供はどうあるべきか。

改定内容（認定指針v2.1）

- 提供先第三者が認定情報銀行事業者である場合、再提供先（一般事業者）は提供先第三者である認定情報銀行事業者の監督下にあることから、再提供を認めることとした。
- 再提供先や再々提供先が情報銀行となって、情報銀行間で情報が流通する場合の個人のコントロール可能性やトレーサビリティについては今後の検討課題とした。

<情報銀行の連携イメージ>



第14回検討会(令和元年8月)
資料14-2より抜粋

関連調査・実証

令和2年度 「情報信託機能の普及促進に向けた課題解決に係る調査」 (大日本印刷株式会社)

「情報信託機能の認定に係る指針」Ver2.1（令和3年8月改定） 抜粋

情報信託機能の認定基準 4) 事業内容 ④情報銀行の義務について

- ・ 個人情報の第三者提供を行う場合、当該提供先からの個人情報の他の第三者への再提供の原則禁止（※）

※ 情報銀行は、個人起点のデータ利活用を推進するために、個人が信頼できる情報銀行に個人情報の取り扱いを委任することで、個人の情報に対するコントロールビリティを高めることを目的とするものであることから、情報銀行から個人情報を提供された第三者による当該情報の再提供は禁止される（情報銀行は、個人の同意があっても、再提供を行う事業者に個人情報を提供してはならない）のが原則である。ただし、**提供先第三者が情報銀行認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）である場合**又は次のような1～3の条件を満たす場合には、個人のコントロールビリティが確保され、情報信託機能の認定制度の趣旨を損なうものではないものとして、**例外的に提供先第三者による再提供を認める**（情報銀行は、認定事業者のほか、以下の1～3の条件を満たす場合に限り、再提供を行う第三者に対して個人情報を提供することができる）ものとする。

1～3 （略）

なお、提供先第三者が認定事業者である場合において、上記1～3の条件は、「提供元（情報銀行）」とあるのは「提供先第三者」、「提供先第三者」とあるのは「再提供先」、「再提供」とあるのは「再々提供」と読み替えて適用されるものとする。また、この場合、個人のデータコントロールビリティ確保等の観点から、認定団体の作成する、情報銀行間におけるデータ連携時に必要な機能・ルールに係る標準仕様に準拠することが推奨される。

情報銀行間連携に係る実証事業

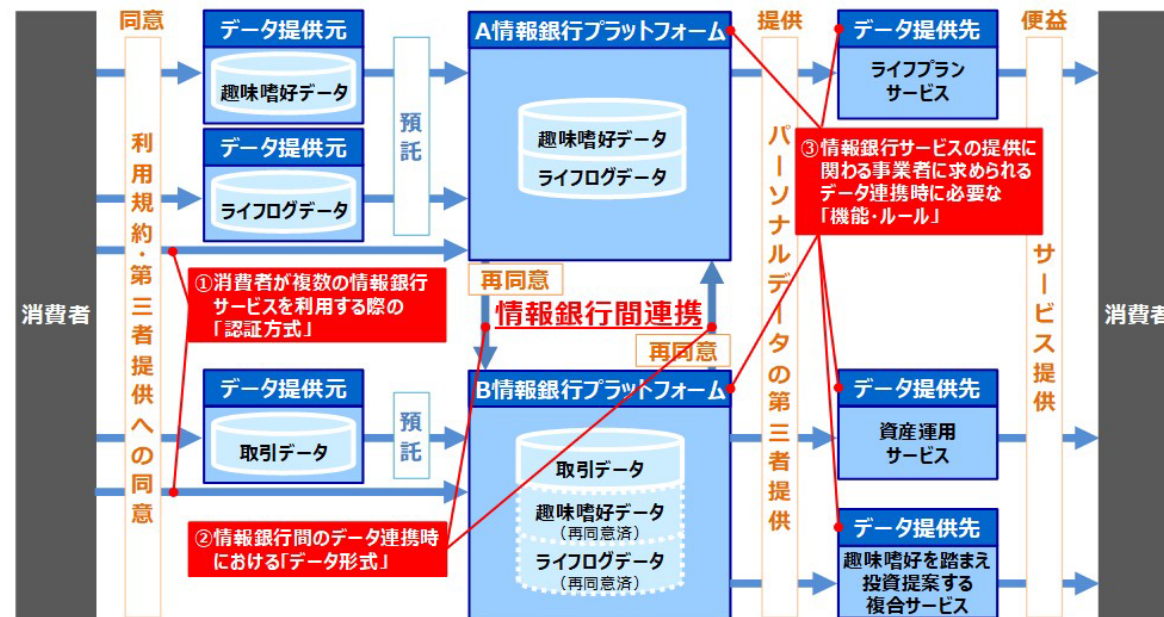
(「情報信託機能の普及促進に向けた課題解決に係る調査」内の調査)

請負事業者

大日本印刷株式会社

実施内容

情報銀行間で連携する場合における課題である、①消費者が複数の情報銀行サービスを利用する際の認証方式、②情報銀行間のデータ連携時におけるデータ形式、③情報銀行サービスの提供に関わる事業者に求められるデータ連携時に必要な機能・ルールについて、オープンな共通仕様の策定及びデータ連携時における課題の整理等を行う。



①認証方式について

- ・高い認証レベルに対応した認証方法の導入・推進
- ・データ連携元情報銀行からデータ連携を強制的に打ち切れる手段の仕様化

②データ形式について

- ・共通データ項目の定義対象・範囲の拡充
- ・複数要素を連結して保有しているデータへの対応

③機能・ルールについて

- ・情報銀行で取り扱う情報の秘匿レベル定義のブラッシュアップ
- ・包括的なトレーサビリティを提供するために必要なユーザー識別子等の共有に対する消費者理解の獲得

調査の主な成果
(連携にあたっての
今後の課題)

2. ⑤ 令和2年・3年個人情報保護法改正の反映

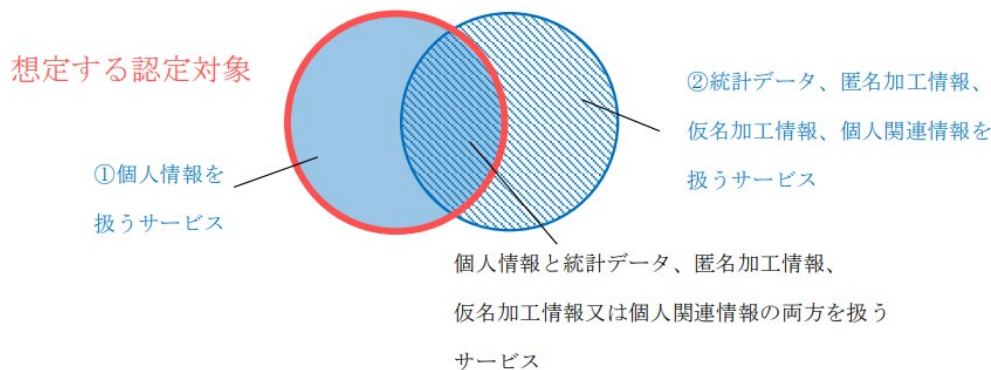
論点

- 情報銀行は個人情報保護法を含む法令の遵守を求めているが、今般の個人情報保護法の改正内容を踏まえ、認定指針に特に修正が必要な項目はあるか。
- 個人起点のパーソナルデータ流通を重視する情報銀行における「仮名加工情報」及び「個人関連情報」の取扱いについてどのように考えるべきか。

改定内容（認定指針v2.2）

- 情報銀行に委任した個人情報について、利用者個人が請求した方法による開示を可能とすること
- 事業者からの開示についてもわかりやすいユーザーインターフェイスを要求すること
- 情報銀行は仮名加工情報の漏えい等が生じた場合を含め、その事実を公表すること
- 仮名加工情報・個人関連情報を取り扱う場合は、その旨と提供元を本人に明示すること
- 事業で扱うデータの種類に仮名加工情報・個人関連情報の記載を追加（個人情報とこれらの情報を合わせて取り扱う場合は認定対象）

※仮名加工情報・個人関連情報の規律の在り方については、今後のユースケースの出現等を踏まえ継続検討



認定指針v2.2 P9
事業で扱うデータの種類・想定する認定対象

※仮名加工情報・個人関連情報のみを扱うサービスは認定対象から除く。

(参考) 令和2年個人情報保護法改正の概要

※第20回検討会（令和3年11月） 資料20-2より抜粋

1. 個人の権利の在り方

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等にも拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

令和4年4月以降に同規定による提供を行う場合は、令和3年10月1日より届出可能。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合※に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- ② 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ① 認定団体制度について、現行制度※に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。

（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- ① 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ② 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方 ※令和2年12月12日より施行

- ① 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- ② 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引上げる（法人重科）。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ② 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

「情報信託機能の認定に係る指針」Ver2.2（令和4年6月改定） 抜粋

II 適用範囲 3 本指針の対象とするサービス (2) 事業で扱うデータの種類

- ・ **仮名加工情報・個人関連情報**については、利用者個人のコントローラビリティを高める観点から本指針にて付加される規律を遵守することが必要。なお、これらの情報に関する情報銀行における規律については、令和2年改正個人情報保護法の施行後現れるユースケースの内容等も踏まえ、引き続き検討する。

III 情報信託機能の認定基準 4 事業内容 (2) 利用者個人への明示及び対応

- 以下について、利用者個人に対しわかりやすく示すとともに、個人情報の利用目的及び第三者提供について個人情報保護法上の同意を取得すること（同意取得の例：包括的同意、個別同意など）
- ・ 情報銀行の行う事業及び対象とする個人情報の範囲、事業による便益、提供先第三者や利用目的に応じたリスク（注意点）
 - ・ 対象となる個人情報とその取得の方法、利用目的、統計情報・匿名加工情報に加工して利用・提供する場合はその旨、仮名加工情報に加工して利用する場合はその旨、個人関連情報を取り扱う場合はその旨と取り扱う情報の概要、取得元

III 情報信託機能の認定基準 4 事業内容 (3) 情報銀行の義務について

（個人情報等の取扱い）

- ・ **仮名加工情報を取り扱う場合、その旨を明示し、共同利用は行わず、漏えい洩等が生じた場合はその事実を公表すること**
- ・ **個人関連情報を取り扱う場合、その旨と取り扱う情報の概要、取得元を明示すること**

III 情報信託機能の認定基準 4 事業内容 (4) 利用者個人のコントローラビリティを確保するための機能について

④ 情報銀行に委任した個人情報の開示等

- ・ 簡易迅速で利用者個人の負担のないユーザーインターフェイスにより、**保有個人データの開示の請求及び利用者個人が請求した方法による開示を可能とする仕組みを提供すること**
- ・ **開示されるデータのフォーマットは、可能な限り他の事業者でも使い易い形式とすること**

IV 情報信託機能のモデル約款の記載事項 2 モデル約款の記載事項 (1) 利用者個人と情報銀行の間

④ 情報銀行が担う義務

（個人情報等の取扱い）

- ・ 情報漏えい等発生の場合、法令の定めに従い個人情報保護委員会への報告、利用者個人への通知を行うこと
- ・ 仮名加工情報を取り扱う場合、その旨を明示し、共同利用は行わず、**仮名加工情報の漏えい等の際は、個人情報保護委員会への報告・利用者個人への通知ではなく、漏えい等の事実の公表を行うこと**
- ・ 個人関連情報を取り扱う場合、その旨と取り扱う情報の概要、取得元を明示すること（提供先第三者との関係）

⑥ 情報銀行の機能について

- ・ 情報銀行に委任した個人情報の開示等（**仮名加工情報である個人情報の場合、開示請求の対象とならないことを明示すること**）

論点

- 情報銀行においてプロファイリングを取り扱う上で、どのようなリスクを考慮すべきか。
- リスクを踏まえて、情報銀行においてプロファイリングを取り扱う上ではどのような規律があるべきか。

詳細な検討内容

【考えられるリスク】

- 私生活上の秘密として秘匿しておきたいと考える事実を推知しうること等によるプライバシー権侵害
- プロファイリングに用いるデータが不明瞭、改善が困難なことによる不当な差別・選別
- スコアが落ちることを恐れた行動の萎縮効果

【必要と思われる規律】

- 犯罪傾向の予測や政治的信条の予測は、同意があっても禁止とすべき。
- 要配慮個人情報¹を推知するプロファイリング（要配慮プロファイリング）を実施または結果を取り扱う場合は、リスクを含めて明示的に説明して同意を得ることが必要とすべき。
- 説明責任・透明性を徹底するため、要配慮プロファイリングに当たっては分析・予測に含まれるロジックなど、の情報を提供すべき。

【その他】

- プロファイリングのリスクを踏まえ適切に利活用する観点から一定の制限は必要であるが、情報銀行のスキーム自体が黎明期であることから、新たなビジネスモデルの創造を妨げないような規律とすべき。

改定内容（認定指針v2.2）

- 関係する各主体において利用目的の特定、透明性、データの最小化等の点で必要な配慮がなされるよう、情報銀行において対応すべきである旨を記載した。
- 当時は要配慮個人情報の取扱いは認められてないことから、要配慮個人情報であるプロファイルは取得しないよう注意が必要な旨を記載した。

「情報信託機能の認定に係る指針」Ver2.2（令和4年6月改定） 抜粋

III 情報信託機能の認定基準 2 情報セキュリティ・プライバシー保護

(3) プライバシー保護対策

(プロファイリングに関する情報銀行の対応)

いわゆる**プロファイリング**（パーソナルデータとアルゴリズムを用いて、特定個人の趣味嗜好、能力、信用力、知性、振舞いなどを分析又は予測すること）については、情報銀行が自らこれを行う場合のほか、プロファイリング結果を受け取る場合、提供先第三者へ元データを提供する等の形で関与する場合を含め、関係する各主体において利用目的の特定、透明性、データの最小化等の点で**必要な配慮がなされるよう、情報銀行において対応すべき**である。また、データの処理過程、結果の利用方法等の適切性をデータ倫理審査会において審査することが推奨される。

特に、要配慮個人情報等を推知することにより利用者個人に重大な不利益を与える可能性のあるプロファイリングについては、当該プロファイリングを「要配慮プロファイリング」として、要配慮プロファイリングを取り扱うことのみならず、分析・予測に含まれるロジック（実施する場合）や、利用者個人への影響・リスクに関する有意な情報について明示し、本人同意を得ることが望ましい。また、この際、利用者個人への説明内容、説明方法について、情報銀行における本人関与の実効性を高めるための工夫がなされることが望ましい。

なお、本指針において情報銀行における要配慮個人情報の取扱いは認められていないことから、情報銀行において、要配慮個人情報であるプロファイルを取得又は推知することのないよう注意する必要がある。

2. ⑦ データポータビリティの実現に向けた課題

※現在、実証・調査研究による検討、検討会への調査結果報告を実施した段階。
検討会における認定指針改定や考え方の整理については今後の検討による。

背景 情報銀行が個人の委任を受けてプラットフォーム等が保有する個人情報を開示請求することで、利用者個人のデータを取得し、情報銀行をハブとしたデータの移転・利用が可能となれば、より個人に適したサービスの提供や簡便な乗換え等の実現が期待される。

論点 データポータビリティの実現に向けて、情報銀行とプラットフォーム等との間のデータ連携の方策や情報銀行が実装すべき機能等はどのようなものか。

調査結果の報告に対する検討会での意見

- 他の分野を含めてデータポータビリティに関する議論が行われており、情報銀行においてもこうした動きに留意し、データポータビリティについても尊重していくことが必要である。
- データポータビリティの認知拡大やユースケースの創出が必要である。
- データポータビリティはプライバシーの議論を超えて大変重要な論点であり、提供先における取扱いについてすべて情報銀行が一義的な責任を負うかたちとは別の枠組みを検討することは有意義である。
- APIやスクレイピングは本人確認書類等の手続きにおいて非常に簡便だが、スクレイピングは情報銀行を介してパスワードを入力するところにセキュリティ上の課題があるため、APIについての検討が必要である。
- OECDでもデータポータビリティの各国比較などが出ているため、海外の事例も参考にすると良い。

関連調査・実証

令和3年度 「情報信託機能を活用したデータポータビリティの実現等に係る調査」 (凸版印刷)
令和4年度 「情報信託機能に関する地方自治体とのデータ連携の実現等に係る調査」 (凸版印刷)

情報信託機能を活用したデータポータビリティの実現等に係る調査

請負事業者

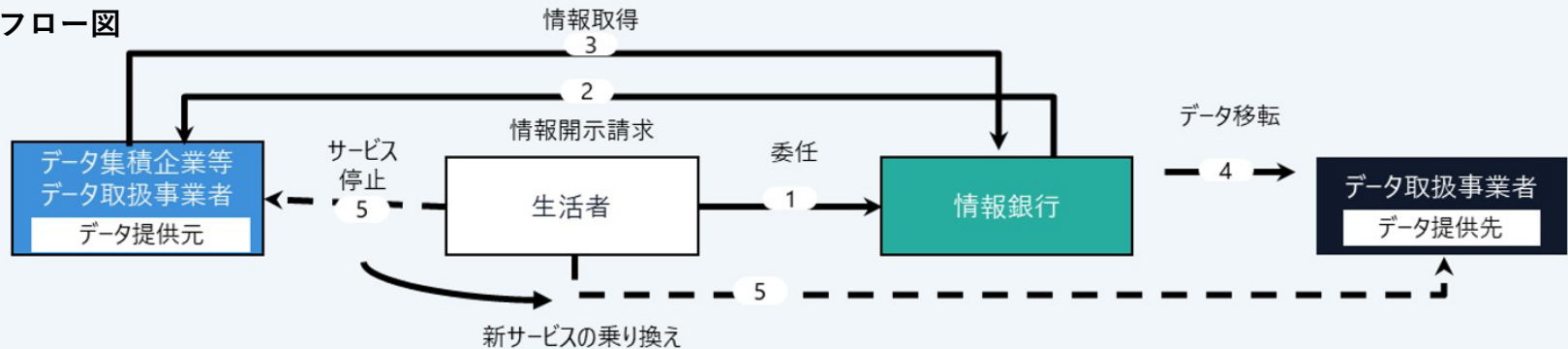
凸版印刷株式会社

実施内容

パーソナルデータの安心・安全なデータポータビリティを実現するための検討を実施。

- ◆データ移転の際に必要なプロセスを定義し、手続きの代行などオペレーション部分に加え、ハブ機能としての付加価値の付与や網羅的な情報取得に向けた働きかけなどの機能など、情報銀行に必要な機能を整理。
- ◆生活者調査、事業者調査、実証、机上検討を通して、情報銀行の社会実装に向けて必要な要件を洗い出す。

実証における想定フロー図



調査の主な成果 (データポータビリティの実現に必要な機能の整理)

データ連携のハブとしては必要になってくる機能は以下が挙げられる。

- ・ **本人確認**：ID・パスワード以外での方法、取り扱う情報やサービスレベルに合わせた方法を定義の実装・連携
- ・ **データ加工・変換**：マルチソースを実現するためのID付与による名寄せ、フォーマット変換、不足データの補完等の対応等、情報を修正する機能（修正する際の同意取得も含む）
- ・ **変更履歴の管理**：履歴が取れるような形での管理による情報銀行の中立性の確保

(参考) 実施した調査研究等の内容 (令和4年度)

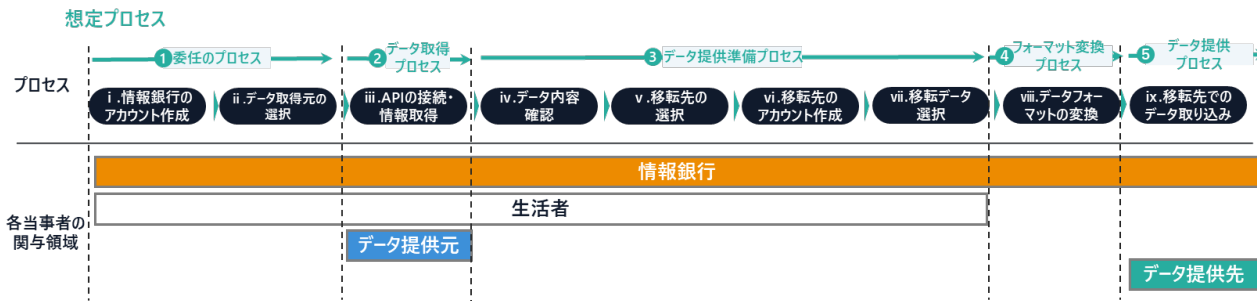
情報銀行を介した民間サービス間のデータ移転・乗換えを実現するための調査 (「情報信託機能に関する地方自治体とのデータ連携の実現等に係る調査」内の調査)

請負事業者

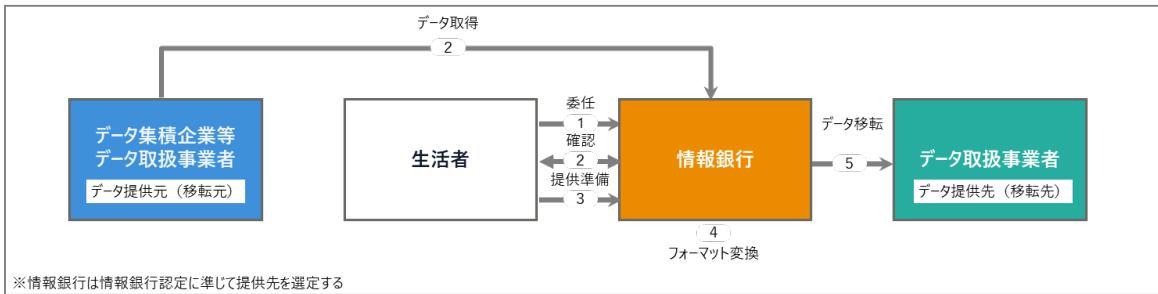
凸版印刷株式会社

実施内容

情報銀行による民間サービス間のパーソナルデータの移転(データポータビリティ)・乗換えを促進する仕組みについて調査等を行い、その社会実装に向けて情報銀行及びデータ取扱事業者が満たすべき要件と課題等を整理する。



想定フロー図



※情報銀行は情報銀行認定に準じて提供先を選定する

調査の主な成果
(実現に向けた課題と対応案)

データ移転・サービス乗換えを実現するため、技術面及び法制面の課題を整理(主なもの)

【技術面】：

- ・アカウント保有状況によるプロセスの複雑性への対応
- ・データの修正機能におけるデータの正確性・信憑性の確保
- ・利用目的、利用範囲、移行するデータの提示と同意

【法制面】：

- ・「データポータビリティ権」に対応する法令の規定がない
- ・データ提供元に対するデータ削除要請の権限が不十分
- ・APIの開放、データの標準化・電子化が求められていない

3. 準公共分野・相互連携分野での 活用に向けた検討

論点

①健康・医療分野 ……P.45

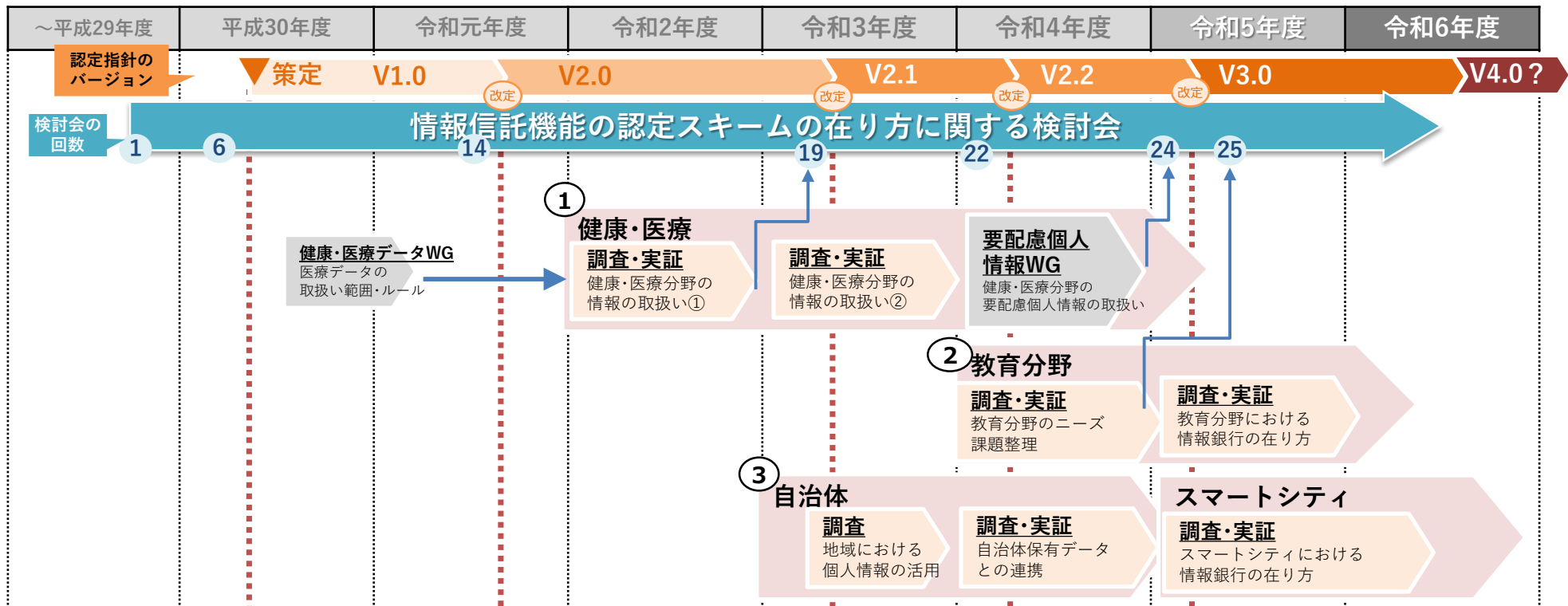
- ・健康・医療分野の要配慮個人情報、利用者個人の同意があったとしても、その利用用途に制限を設けるべきか。
- ・情報銀行が取扱可能な情報項目をどのように規定するか。 等

②教育分野 ……P.54

- ・利用者個人が未成年であることを踏まえ、同意取得、コントロールビリティの確保にあたり、留意すべき点は何か。
- ・多くの学校・教育機関でPマーク等の第三者認証を取得していない中、教育分野におけるデータ提供先に求めるセキュリティ要件はどうあるべきか。第三者認証以外で、提供先となる学校や教育機関での安全性を担保する方法はあるか。 等

③相互連携分野(スマートシティ)・自治体 ……P.57

- ・認定指針にて個人情報の「再提供」が原則禁止となっている中で、自治体が推進するスマートシティサービスと情報銀行の連携における、自治体から自治体サービス運営地域事業者への再提供の要件はどうあるべきか。
- ・社会実装可能な運営スキーム、持続可能なビジネスモデル、運営主体(≒責任主体)の在り方はどうあるべきか。 等



3. ① 健康・医療分野

論点

①利用用途の制限

- ・健康・医療分野の要配慮個人情報、利用者個人の同意があったとしても、その利用用途に制限を設けるべきか。
- ・仮に利用用途に制限を設ける場合、その利用範囲はどのように規定すべきか。

②対象情報の範囲・情報の取得

- ・情報銀行が取扱可能な情報項目をどのように規定するか。
- ・健康・医療分野の情報レベルをどのような基準で区分すべきか。
- ・要配慮プロファイリングの取扱いについてはどう考えるか。

③医療専門職等の関与

- ・情報銀行が健康・医療分野の要配慮個人情報を取り扱う際に、医療専門職等の関与が必要か。
- ・医療専門職の関与を求める場合、関与するタイミング、確認する事項などはどのようなものか。

④遵守すべき安全管理措置

- ・情報銀行が健康・医療分野の要配慮個人情報を取り扱うに当たり、新たに講ずべき安全管理措置はあるか。

改定内容

< 認定指針v2.1の内容 >

健康・医療分野の個人情報において情報銀行で取扱う情報の検討にあたり、健康・医療分野の情報のレベル区分を行い、その考え方を整理した上で、要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報（レベル1情報）を情報銀行が取扱い可能なデータとした。（概要はP.48のとおり）

※要配慮個人情報に該当する情報（レベル2情報）の取扱いについては、v2.1指針改定時点では追記・修正をせず、対象情報や同意・審査要件等を継続的に検討。

< 認定指針v3.0の内容 >

v2.1での議論、調査研究等を踏まえ、利用用途、データの取扱い範囲、医療専門職の関与等、健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い要件等について整理を実施。（概要はP.49のとおり）

関連調査実証

令和元年度	「情報信託機能活用促進事業（提案の公募）」のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・「地域ヘルスケア情報信託基盤事業」（代表事業者：日本医師会ORCA管理機構株式会社） ・「ヘルスケア型情報銀行のビジネスモデルの構築と普及促進」（代表事業者：株式会社マイデータ・インテリジェンス）
令和2年度	「情報信託機能の普及促進に向けた課題解決に係る調査」（大日本印刷株式会社）
令和3年度	「情報信託機能における特殊性の高い情報の活用に係る調査」（大日本印刷株式会社）

健康・医療データWGの議論（平成30年度）

<論点>

- ・健康・医療分野での情報銀行のユースケースとはどのようなものか。個人の利益とは何か。
- ・医療情報が、個人の利益に資するとはいえないサービスに利用される恐れはないか。
- ・個人/情報銀行は、医療情報の中身や、その提供により生じうる影響について理解できるのか。
- ・本人が十分に理解できなければ、個人情報に対する「本人のコントロール」が確保できているといえないのではないか。
- ・医療情報の中でも、不適切な取扱いがされたときの個人への不利益が特に大きいデータとそうでないものがあるのではないか。

<WGであげられた意見>

- ・健康・医療分野での情報銀行のユースケースにおいて、**個人のメリットが見えない。**
- ・**医療情報について本人が理解することは困難である**ことを前提として考える必要がある。
- ・情報銀行が健康・医療データを扱う場合には、**データの適切な理解のもと、当該データの不適切な取扱いを防ぐための措置が必要。**

健康・医療データWGであげられた意見・課題を踏まえた実証（令和2年度、令和3年度）

<令和2年度「情報信託機能の普及促進に向けた課題解決に係る調査」>

情報信託機能体験者へのアンケート等の結果により**情報信託機能の有用性、要配慮個人情報に対する意識及び課題を検証し**、情報信託機能が医療等の情報を含む要配慮個人情報の取扱う際に、全関係者が**遵守すべきルールや要件等を提示する。**

<令和3年度「情報信託機能における特殊性の高い情報の活用に係る調査」>

- ・令和2年度事業で提示したルールや要件について**具体的なユースケースを検証する。**
- ・**情報信託機能の認定に係る指針を見直すことを前提として、有識者会議を開催して関係者との調整。**本人へのメリット還元、利用用途、対象情報項目、医療専門職等の関与、遵守すべきルール・要件等の整理を行う。

要配慮個人情報WGの議論（令和4年度）

上記実証を踏まえて、情報信託機能の認定に係る指針の改定に向けて、以下の論点について議論。

- ・利用用途の制限
- ・対象情報の範囲・情報の取得
- ・医療専門職等の関与
- ・遵守すべき安全管理措置

「情報信託機能の認定に係る指針」Ver2.1（令和3年8月改定） 抜粋

本指針の対象とするサービス

P8（5）事業で扱うデータの種類

健康・医療分野の個人情報のうち、要配慮個人情報に該当しないもの（※）

※例えば、本人の病歴や個人情報の保護に関する法律施行令第2条第1号から第3号までの事項を内容とする記述等は含まない。
本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果等ではなく、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た個人情報であって、例えば以下のもの。

図表（略）

なお、個人情報でない健康・医療分野の情報（統計データ、匿名加工情報）については、本指針にて個人情報に関し設けられている取扱上の制限等は適用されない。

「情報信託機能の認定に係る指針」Ver3.0（令和5年7月改定） 抜粋

II 適用範囲

1 本指針の基本的な運用について

(3) 本指針の対象とする事業における個人情報の範囲

・本指針では、情報銀行が利用者個人から委任を受けて管理及び第三者提供を行う個人情報として、要配慮個人情報を含む事業は、認定の対象としない（要件を満たした上で取り扱うことができる健康・医療分野の要配慮個人情報を含む事業を除く。）。

3 本指針の対象とするサービス

(2) 事業で扱うデータの種類

（前略）

・要配慮個人情報については、「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（総務省・厚生労働省・経済産業省。以下「PHR指針」という。）に定める「健診等情報」に該当するものであり、利用者個人に明示的に開示・説明され、利用者個人が十分に理解することができる健康・医療分野の要配慮個人情報に限り、その要件を満たした上で、取り扱うことができる。これ以外の要配慮個人情報は、本指針が認定の対象とする事業において取扱可能である個人情報には含まない。

(5) 健康・医療分野の要配慮個人情報を取り扱うサービスに係る要件

・(2) で述べた健康・医療分野の要配慮個人情報を取り扱う場合は、利用者個人にとって明確な便益があり、かつ、不利益が生じるおそれがないことを要する。

・明確な便益があることは、利用者個人に提供される便益について、その便益がもたらされると認めるに足る根拠が示されなければならない。

（略）

・利用者個人が間接的な便益を受ける利用目的（すなわち利用者個人以外のための利用）については、利用者個人が直接的に便益を受ける利用目的がある場合であって、かつ、当該間接的な便益を受ける利用目的に公益性がある場合に限り容認する。

3. ① 健康・医療分野 認定指針v2.1改定（令和3年8月）の概要

- 情報銀行で取扱う情報の検討にあたり、健康・医療分野の情報のレベル区分を行い、その考え方を整理した。
- 認定指針においては、レベル区分に基づき、第1段階として、指針ver2.0で取扱い可能な統計データ・匿名加工情報（レベル0情報）及び要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報（レベル1情報）の取扱いについて追記を行う。
- 今後は、PHRの検討状況と整合を図りながら、第2段階として、要配慮個人情報に該当する情報（レベル2情報）の取扱いについて、対象情報や同意・審査要件等を継続的に検討し、認定指針の改定を行うことが望ましい。

■ 情報銀行で取扱う健康・医療分野の情報のレベル区分（レベルが上がるほど慎重な取扱いが必要）

	情報区分	考え方、情報項目例
レベル0	本人の同意を必要とせず取得・提供可能な、個人情報に該当しない情報	<ul style="list-style-type: none"> 統計データ 匿名加工情報
レベル1	本人の同意に基づいて取得・提供可能な、要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報	<ul style="list-style-type: none"> 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果等ではなく、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た個人情報※ ※例えば、本人の病歴や個人情報の保護に関する法律施行令第2条第1号から第3号までの事項を内容とする記述等は含まれない 【例】歩数、体重、体脂肪、体温、血圧、脈拍 等のバイタルデータ
レベル2	本人同意と医療専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等）の助言に基づいて情報銀行が取得し、データ倫理審査会において医療専門職の助言と承認に基づいて提供可能な、健康・医療分野の要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> 本人に明示的に開示・説明されており、本人が十分に理解している医療情報 【例】法定健診項目（既往歴含む）、アレルギー、お薬手帳、OTC医薬品 等
レベル3	レベル2において取り扱いを保留する情報	<ul style="list-style-type: none"> レベル2情報に含まれない情報 【例】レベル2情報に含まれない検査結果、腸内細菌、口腔内細菌、遺伝子情報 等

（「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会とりまとめ」（令和3年8月。認定指針v2.1と同時に公表）を元に作成）

改定の背景等

- これまでの指針では要配慮個人情報を含む事業は認定の対象外であったが、**健康・医療分野の要配慮個人情報は利用者個人や社会のために活用するニーズが高い**と考えられることから、**情報信託機能における当該情報の取扱いについて、対象情報、本人同意、審査要件等を整理し、認定に当たって必要な事項を盛り込むための検討を実施。**
- 要件等の検討に当たっては、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」の下に「**要配慮個人情報WG**」を設置し、**健康・医療分野の専門家も含めて議論。**
- 令和4年11月から令和5年3月までWGを計4回開催。パブコメを経て、同年7月に認定指針を改定。

主な指針の改定ポイント（健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い要件）

1 利用用途の制限

- **第三者提供・活用**する場合、利用者個人にとって「**明確な便益**」があり、かつ、**不利益が生じるおそれがない**ことを求める。
- **利用者個人以外のために利用**する場合は、当該個人以外のために利用目的に**公益性**があることを求める。

2 対象情報の範囲

- 取扱可能な情報の範囲は、**PHR指針※に定める「健診等情報」**に該当し、利用者個人が**十分に理解することができる医療情報**とする。
- 取扱可能な情報に該当するかは、情報銀行内の**データ倫理審査会にて審議**する。

※PHR指針：民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（総務省、厚生労働省、経済産業省）

3 医療専門職等の関与

- **認定団体における認定・更新時、情報銀行におけるデータ取得・提供時**に、医療専門職の関与を求める。
- 情報銀行がデータを取得する際には、利用者個人の正確な判断を助けるため、利用者個人に**かかりつけ医等の助言**を受けよう促す。

4 安全管理措置

- 現行の指針で求める基準に加え、医療情報を扱う事業者を対象とする既存のガイドラインである「**医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン**」の遵守を求める。

目的・検討内容

- 現行の指針において要配慮個人情報を含む事業は認定の対象外であるところ、健康・医療分野の要配慮個人情報は利用者個人や社会のために活用するニーズが高いと考えられることから、情報信託機能における当該情報の取扱いについて検討を行う。
- 具体的には、健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いに係る対象情報、本人同意、審査要件等の整理、認定に当たっての必要なルール見直し案の検討等を実施する。

WG構成員

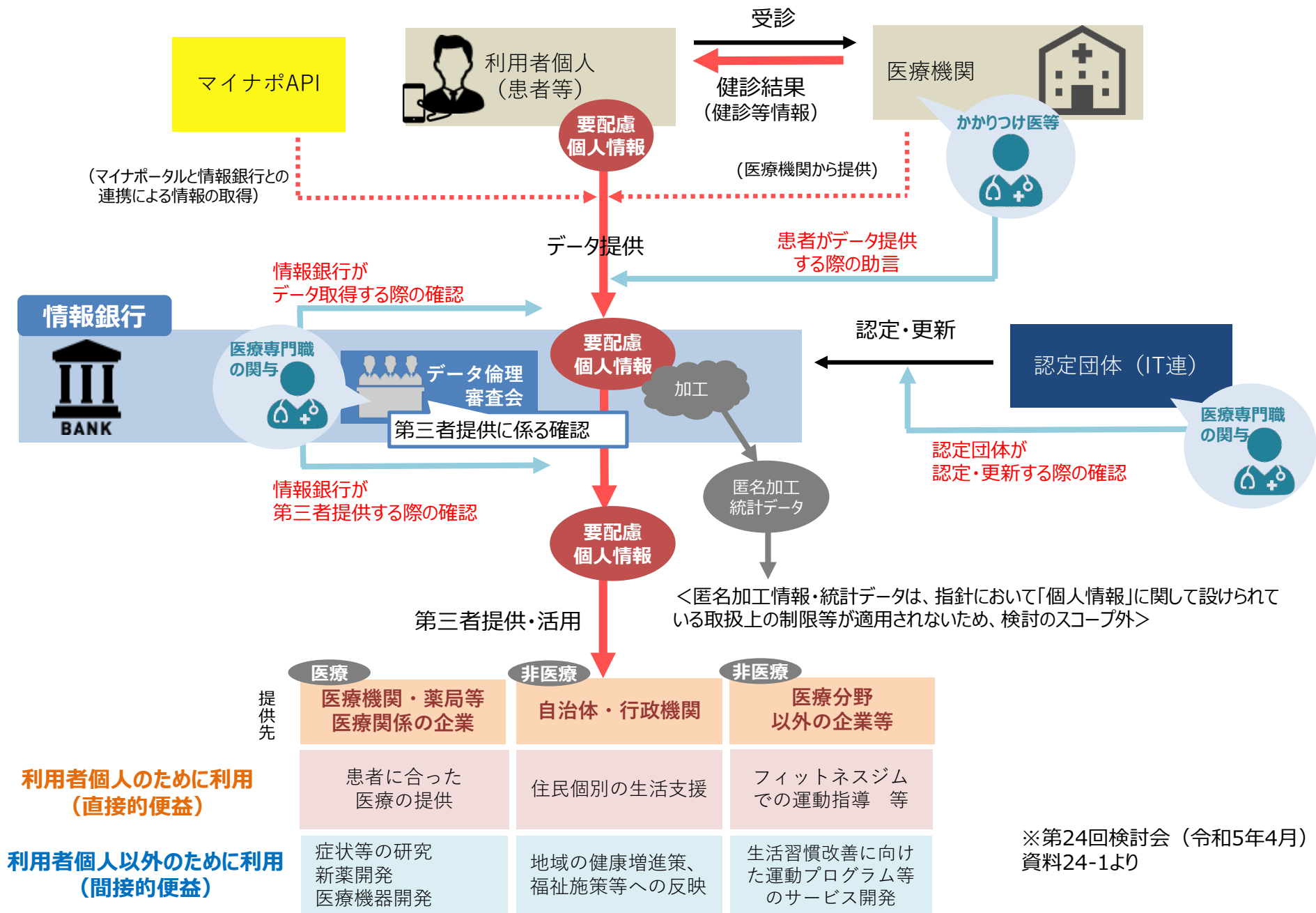
氏名	所属等
(主査) 森 亮二	英知法律事務所 弁護士
高口 鉄平	静岡大学大学院情報学領域 教授
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
石見 拓	一般社団法人 PHR普及推進協議会 代表理事
長島 公之	公益社団法人 日本医師会 常任理事
山本 隆一	一般財団法人 医療情報システム開発センター 理事長
オブザーバー： 経済産業省、厚生労働省、内閣府（健康医療戦略担当）、個人情報保護委員会事務局、日本IT団体連盟	

スケジュール

2022年

2023年





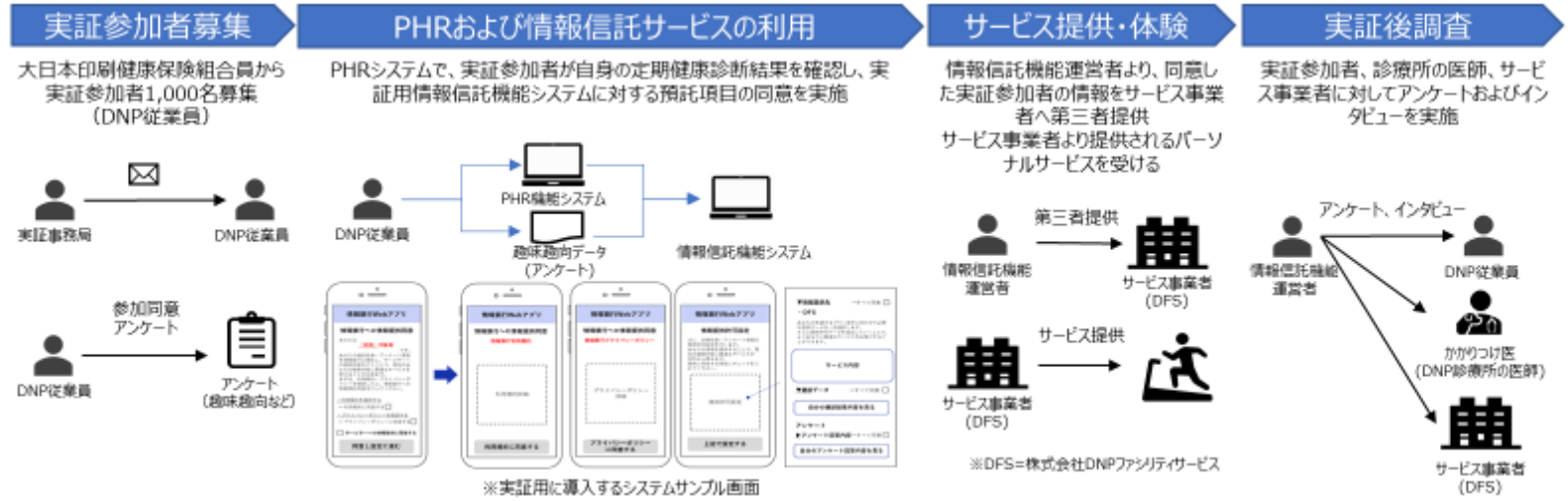
(参考) 実施した調査研究等の内容 (令和2年度)

特殊性の高い情報の利活用に係る実証事業 (「情報信託機能の普及促進に向けた課題解決に係る調査」内の調査)

請負事業者 大日本印刷株式会社

実施内容

従業員の要配慮個人情報等を本人同意に基づき取得し、実証環境で整備した情報信託機能を体験してもらい、アンケート等の結果により情報信託機能の有用性、要配慮個人情報に対する意識及び課題を検証することで、情報信託機能が医療等の情報を含む要配慮個人情報の取扱う際に、全関係者が遵守すべきルールや要件等を提示する。



調査の主な成果 (考察及び今後の課題)

- ・利用者における有益な情報提供及び便益特典など、情報信託機能の有用性は高く、データ提供先事業者側も、消費者に対し適切なタイミングで最適なサービス提供ができる。商品・サービス開発時において消費者に対し効果的なマーケティングができるなど、情報信託機能のデータ第三者提供によるマネタイズの可能性を確認。
- ・情報銀行において取り扱う健康・医療分野の情報についてレベル分けを行い、具体的な情報の例示をするとともに、認定指針改定に向けたロードマップ(案)を整理。
- ・医療情報を含む要配慮個人情報の利活用についての課題としては、本人に理解頂ける説明機能やデータ提供先事業者の選定時、企業与信、倫理面含めた審査体制整備など。

情報信託機能における特殊性の高い情報の活用に係る調査

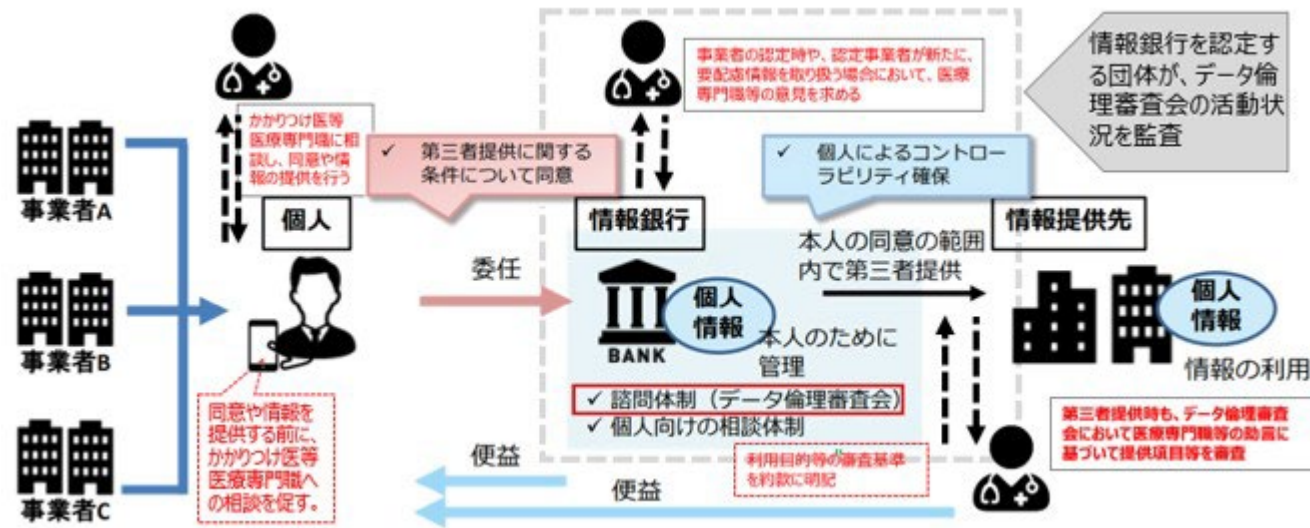
請負事業者

大日本印刷株式会社

実施内容

- 健康・医療分野の要配慮個人情報の情報銀行における活用を実現するため、令和2年度事業で提示したルールや要件について具体的なユースケースを検証する。
- 情報信託機能の認定に係る指針を見直すことを前提として、有識者会議を開催して関係者との調整。本人へのメリット還元、利用用途、対象情報項目、医療専門職等の関与、遵守すべきルール・要件等の整理を行う。

<要配慮個人情報を取り扱う上で遵守すべきルール・要件の全体像>



調査の主な成果 (取り扱う条件の整理)

有識者会議にて検討した結果、情報銀行による健康医療分野の要配慮個人情報の取り扱うことができる条件を以下のとおり整理。

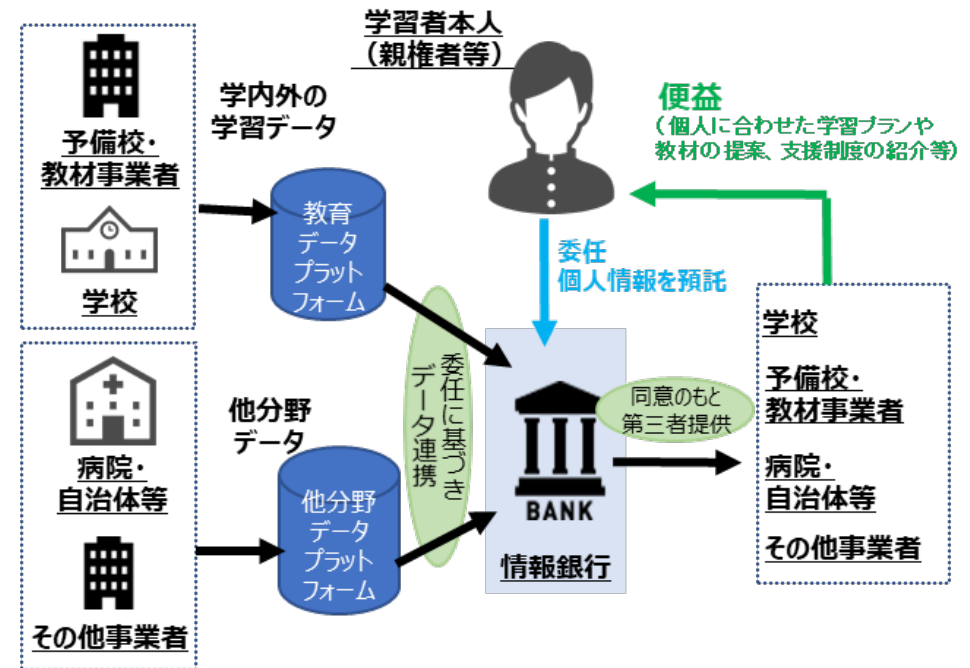
- 本人への健康メリットを基本とする。
- 取扱可能とするデータ項目は健診等情報とし、原則としてマイナポータルで提供されるものと同じ。
- 医療専門職の助言に基づく本人同意を推奨。
- 認定時や要配慮個人情報の取扱い時には医療専門職等の意見を求める。
- データ倫理審査会においては医療専門職の助言と承認に基づいて審査。
- 「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」を遵守。

3. ② 教育分野

※現在、実証・調査研究による検討を実施、一部、検討会に報告した段階。
検討会における認定指針改定や考え方の整理については今後の検討による。

論点

- 教育データを連携・活用するユースケースにはどのようなものがあるか。
- 情報銀行が扱うことができる教育データの種別の範囲はどうあるべきか。
- 利用者個人が未成年であることを踏まえ、同意取得、コントローラビリティの確保にあたり、留意すべき点は何か。
- 情報銀行が教育データを取り扱うことができる場合は、利用目的に応じて限定するべきか。限定するのであれば、どのような利用目的に限るのが良いか。
- 多くの学校・教育機関でPマーク等の第三者認証を取得していない中、教育分野におけるデータ提供先に求めるセキュリティ要件はどうあるべきか。第三者認証以外で、提供先となる学校や教育機関での安全性を担保する方法はあるか。
- 情報銀行において教育データを取り扱うにあたり、認定指針に定める要件に加えて求めるべき安全管理措置はあるか。



※第25回検討会（令和5年9月）資料25-1より

関連調査・実証

- 令和4年度 「教育分野における情報信託機能の活用に係る調査」（スタディプラス株式会社）
令和5年度 「情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用に係る調査」（TOPPAN株式会社）

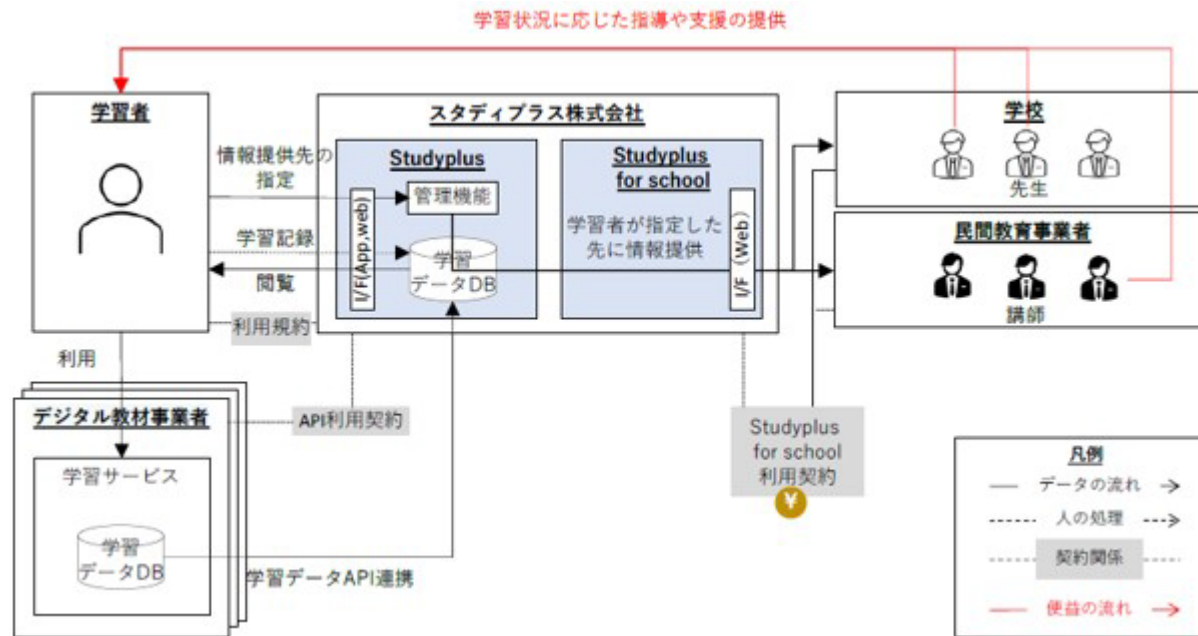
教育分野における情報信託機能の活用に係る調査

請負事業者

スタディプラス株式会社

実施内容

情報銀行を活用して学習者の個別最適な学びの実現や教育サービスの質の向上を目指すために、情報銀行にて教育データを取り扱う具体的なユースケースにおいて実証調査、制度面の課題を明らかにするための机上調査、見直すべきルール・要件等の整理を行った。



調査の主な成果
(社会実装における
検討ポイント)

教育分野における情報信託機能の活用のメリット

- ・学習者それぞれの学習状況に応じて指導やアドバイスを個別化することができる。
- ・学習者は、情報銀行からサービスや情報の提案を受けることができる。

教育分野における情報信託機能の活用における主な課題

- ・未成年の同意等の手続きをどうするか。
- ・学習者個人は強制的に情報銀行を利用することになるため、コントローラビリティが十分に確保できない。
- ・多くの学校・民間事業者はPマーク等の第三者認証未取得であるため、提供先の安全性を担保できない。

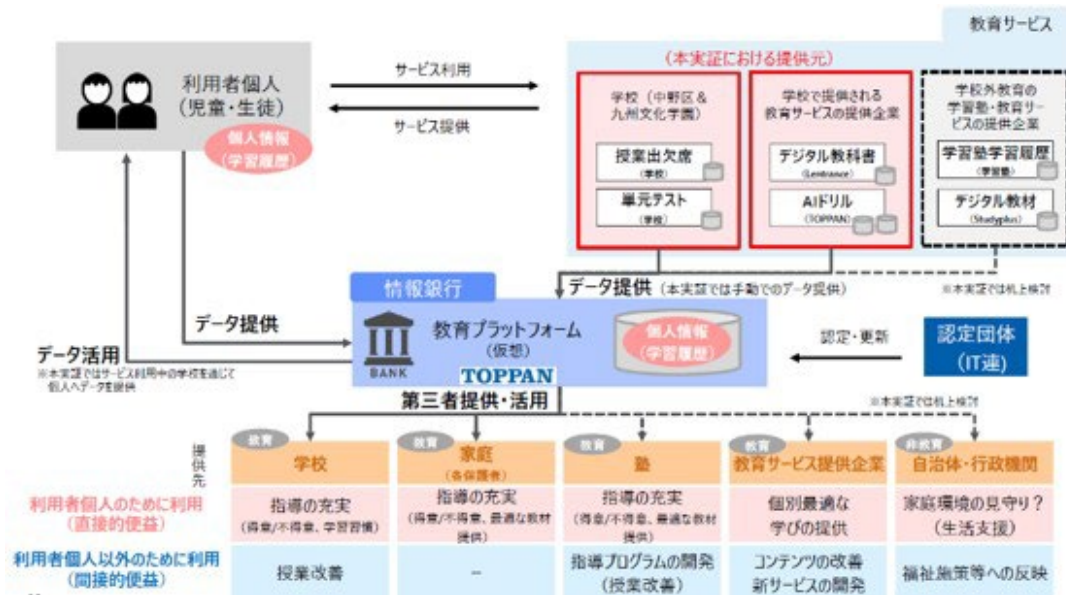
情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用に係る調査

請負事業者

TOPPAN株式会社

実施内容

情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用について、利活用の仕組みを実証し、その実現に向けた検討を行うとともに、情報銀行を介して学習データ等を流通させるに当たって留意すべき論点及びその対応の方向性等を検討する。



調査の主な論点

情報銀行にて教育データを取り扱う場合における以下の論点について検討。

1. ニーズの洗い出し、便益の整理
2. データの種別・取扱い
3. 同意取得・コントロールビリティ
4. 利用目的制限の可否
5. 提供先に求める要件
6. その他課題 (安全管理措置、関係省庁等の取組との整合性)

※現在、実証・調査研究による検討を実施、一部、検討会に報告した段階。
 検討会における認定指針改定や考え方の整理については今後の検討による。

論点

<ユースケースの妥当性>

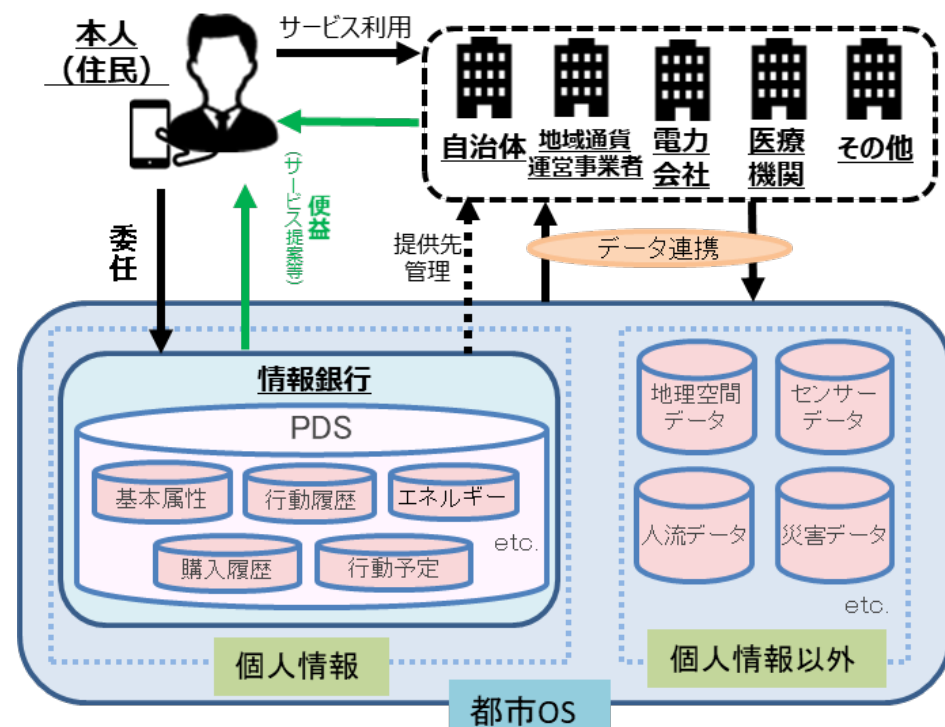
- ・都市OSと情報信託機能の連携によって創出される価値
- ・分野間・地域間連携における情報信託機能の有用性
- ・社会実装および持続可能なビジネスモデル

<都市OSと情報信託機能の連携方法>

- ・社会実装可能なスキーム、運営主体(≒責任主体)の在り方
- ・同意取得、トレーサビリティ、オプトアウト
- ・ID連携方法(名寄せ)

<ルール・制度>

- ・再提供に係る課題と解決策
- ・データ提供先に求める要件の妥当性 (Pマーク、ISMSなど)
- ・都市OSを対象とした「情報銀行」認定の適用可能性
- ・スマートシティ分野の法令と「情報銀行」認定の整合性



※第25回検討会(令和5年9月)資料25-1より

関連調査・実証

- 令和3年度 「地域におけるパーソナルデータの利活用に係る調査」 (株式会社シード・プランニング)
- 令和4年度 「情報信託機能に関する地方自治体とのデータ連携の実現等に係る調査」 (凸版印刷株式会社)
- 令和5年度 「情報信託機能を活用したスマートシティにおけるデータ利活用に係る調査」 (株式会社ウフル)

地域におけるパーソナルデータの利活用に係る調査

請負事業者

株式会社シード・プランニング

実施内容

情報銀行と地方自治体との連携によりパーソナルデータを活用して地域課題の解決や住民サービスの向上を実現するため、情報銀行と地方自治体との連携方法やそれぞれが満たすべきルールについてヒアリングや検証を行うとともに、実現に向けた課題の洗い出しを行う。

調査の主な成果
(今後の課題)

	課題	論点
自治体	<ul style="list-style-type: none">・第三者提供にあたって同意を取る必要あり（新規かつ任意のサービスについての場合）・自治体への直接的なメリットが無い・地域課題の解決に資するモデルに繋がるかどうか	<ul style="list-style-type: none">・自治体保有のパーソナルデータを活用した地域課題の解決を行う場合、誰が先導して事業者を巻き込むのか
情報銀行	<ul style="list-style-type: none">・情報銀行を活用することによって解決できる地域課題を、情報銀行側から発信する必要がある	<ul style="list-style-type: none">・自治体との連携の仕方、自治体から情報銀行へアプローチか、その逆か
データ提供者	<ul style="list-style-type: none">・地域課題の解決につながるデータを提供できる事業者が、その地域に存在しないことが考えられる	<ul style="list-style-type: none">・地域課題の解決につながるデータを提供できる事業者を集める方法について
データ利活用事業者	<ul style="list-style-type: none">・地域課題の解決に向けたモチベーション	<ul style="list-style-type: none">・データを利活用したサービスの提供者として、自治体あるいは第三セクターの必要性

(参考) 実施した調査研究等の内容 (令和4年度)

情報銀行と地方自治体のデータ連携に関する調査

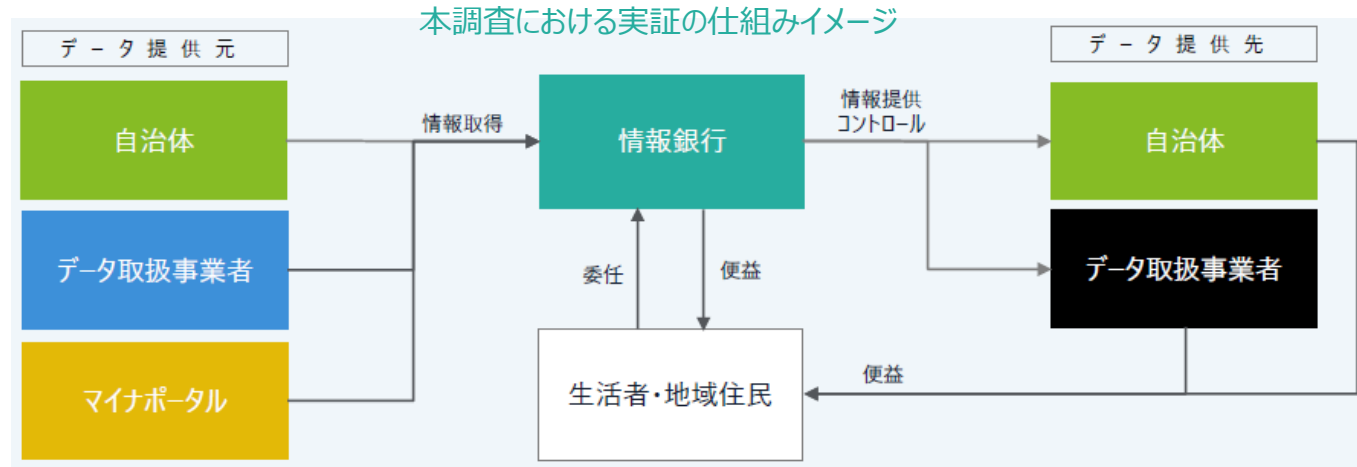
(「情報信託機能に関する地方自治体とのデータ連携の実現等に係る調査」内の調査)

請負事業者

凸版印刷株式会社

実施内容

地方自治体及び民間のデータ提供元事業者の保有する個人情報情報を情報銀行にて統合、データ提供先事業者へ提供して活用することで、地域課題の解決等につながることを検証しつつ、地方自治体に求められるルール整備や地方自治体、情報銀行及びデータ取扱事業者それぞれの役割や利点、生活者への便益、課題及び解決策を整理する。



調査の主な成果

情報銀行と地方自治体との連携に際し、それぞれの主体における課題について整理（主なもの）

【自治体側の課題】

- データ標準化（フォーマット等が統一されていない）
- 費用（データ連携基盤がない、運用費もかかる）
- 住民・議会の理解（条例対応など）

【自治体・情報銀行共通の課題】

- データアクセス（三層分離のためアクセスが難しい）
- 人材不足（自治体内でデータを正しく扱えない、活用できる提供先が少ない）

【情報銀行側の課題】

- データ加工の透明性（加工過程の公平さが分かりづらい）
- 同意（本人との認識にズレが生じる可能性）
- データ保管場所（自治体のデータが含まれているため）
- 情報銀行の企業数（ベンダーロックイン等）

情報信託機能を活用したスマートシティにおけるデータ利活用に係る調査

請負事業者

株式会社ウフル

実施内容

- 情報銀行を活用することでパーソナルデータを流通・連携させ、地域の課題解決、行政の効率化・迅速化、住民サービス向上等に資する仕組みを検証するためフィールド実証を行う。
- 情報銀行が都市OS(データ連携基盤等)と連携してパーソナルデータを含むデータ流通・利活用を行う場合の制度・技術・運用面等における課題を整理し、必要なルール整備等の解決に向けた方法を検討する。

調査の主な論点

<ユースケースの妥当性>

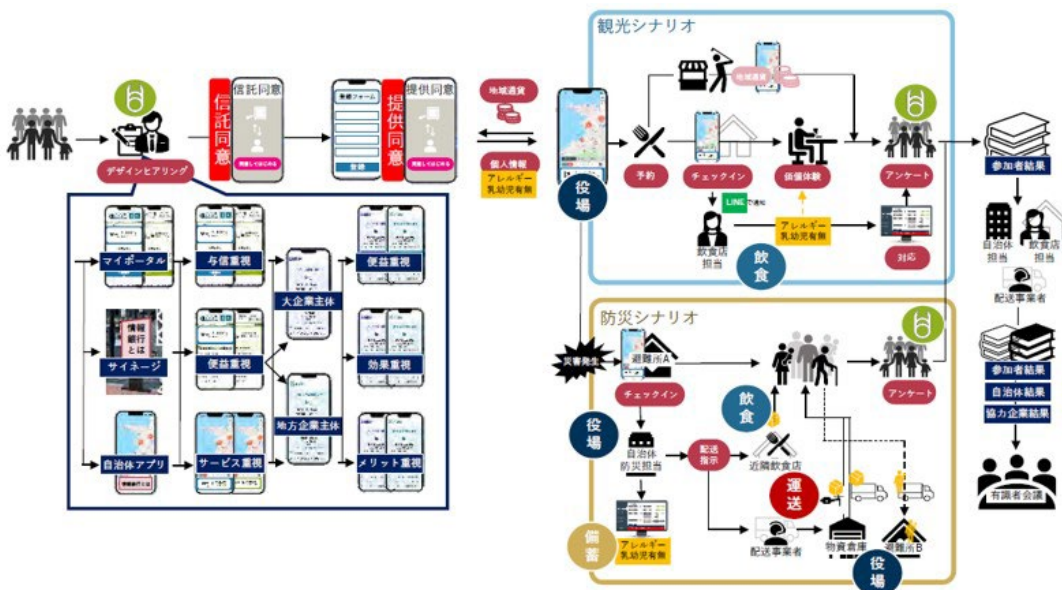
- 都市OSに情報信託機能が連携されることによって創出される価値
- 分野間・地域間連携における情報信託機能の有用性
- 社会実装および持続可能なビジネスモデル

<都市OSと情報信託機能の連携方法>

- 社会実装可能な運営スキーム、運営主体(≒責任主体)の在り方
- 同意取得、トレーサビリティ、オプトアウト
- ID連携方法(名寄せ)

<ルール・制度>

- 再提供に係る課題と解決策
- データ提供先に求める要件の妥当性 (Pマーク、ISMSなど)
- 都市OSを対象とした「情報銀行」認定の適用可能性
- スマートシティ分野の法令と「情報銀行」認定の整合性



参考

主な指針の内容

① 認定基準

- ✓ 経営面の要件
- ✓ セキュリティ基準
- ✓ ガバナンス体制（相談体制、諮問体制）
- ✓ 個人情報の取得方法や利用目的の明示
- ✓ 利用者がコントロールできる機能
- ✓ 損害賠償責任

② モデル約款の記載事項

- 委任関係に関する契約上の合意について、具体的な条件を示す
- ✓ 業務範囲
 - ✓ 情報銀行が担う義務
 - ✓ 事業終了時等の扱い

③ 認定スキーム

- ✓ 認定団体の適格性
- ✓ 審査の手法
- ✓ 認定証
- ✓ 認定内容に違反した場合の対応
- ✓ 認定団体と認定事業者の契約
- ✓ 認定団体の運用体制

認定基準の基本的な考え方

- 「認定基準」は一定の水準を満たす事業者を認定する仕組みのためのものであり、当該認定によって利用者個人が安心してサービスを利用するための判断基準を示す。
- 利用者個人を起点としたデータの流通（コントロールできる機能の充実）、利用者個人からの信頼性確保に主眼を置く。

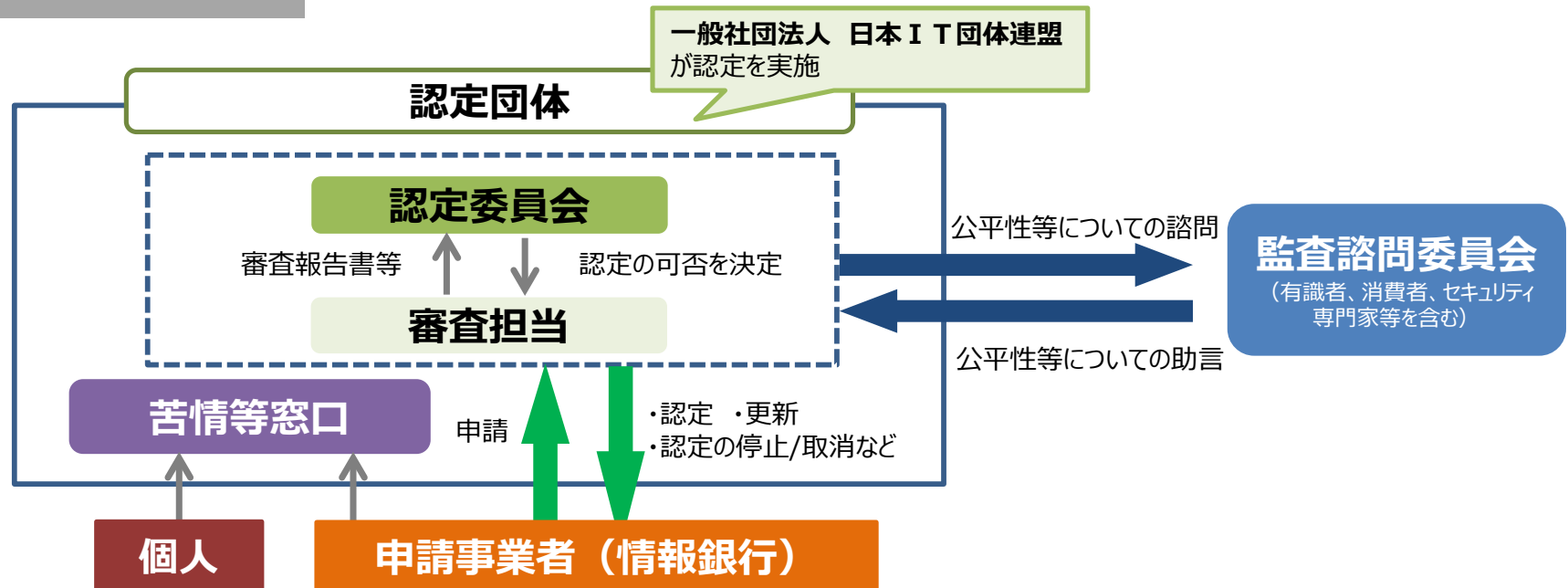
情報信託機能の認定スキーム

- 認定団体は、指針の内容に基づき、有識者を構成員とする認定委員会による審査を踏まえて認定を行う。

認定指針に定める事項

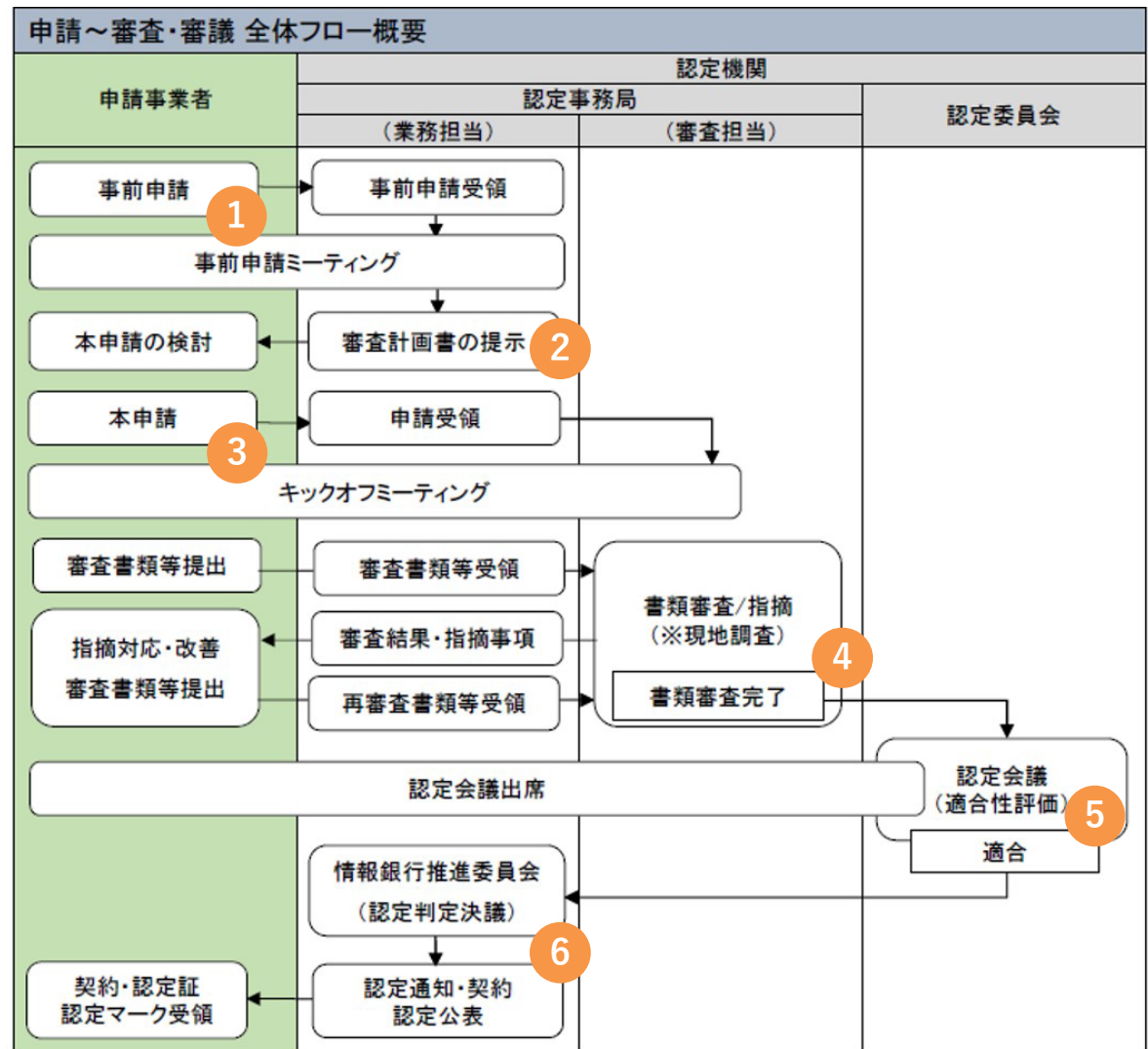
- | | |
|----------------------|--------------------------------------|
| (1) 認定団体の適格性 | (独立性、中立性、公平性の担保) |
| (2) 認定する際の審査の手法 | (事業者ヒアリング、書類審査、有識者を構成員とする認定委員会による審査) |
| (3) 認定証の交付 | (認定証・認定マークの掲示等) |
| (4) 認定違反への対応 | (停止・取消、監査諮問委員会への諮問等) |
| (5) 認定団体と認定事業者との間の契約 | (認定基準を遵守すること、検査・報告徴収等をできるようにすること等) |
| (6) 認定団体の運用体制 | (責任ある認定を行うことができるよう体制を整えること) |

認定団体の運用スキーム



(「情報信託機能の認定に係る指針」より作成)

1. 申請事業者にて**事前申請**。
2. 事前申請における提出書類等を踏まえ、IT連盟において本申請が可能であるかの初期確認を行う。また審査料金、審査工数を算出し、**審査計画**を作成。
3. 申請事業者において、IT連盟から提示される審査料金等を踏まえ**本申請**。
4. 審査担当が**書類審査**を実施。審査終了後に審査報告書等を作成。
5. 認定委員会による認定会議を開催し、審査報告書等をもとに認定委員会が**適合性評価**。
6. 認定会議での結果を踏まえ、IT連盟情報銀行推進委員会にて**総合的判断による認定付与審議**。ここで認定判定が下される。



※ (一社) 日本IT団体連盟 「「情報銀行」認定申請ガイドブックVer3.0」より

「情報銀行」 認定の状況 (令和6年4月時点)

事業者名	認定事業	事業概要	認定※
三井住友信託銀行 株式会社	「データ信託」サービス (仮称)	信託銀行としての信頼性とノウハウを強みとして、幅広い情報を扱う。	P 認定 2019年7月～2023年7月
フェリカポケット マーケティング株式会社	地域振興プラットフォーム (仮称) (「ワタシポスト」)	属性データ (年齢、性別、居住地等) に加えて、ポイントを通じて得られる活動データ (ボランティアや健康活動) 等をアプリ上で登録し、それらに応じた情報やクーポンを取得することが可能。	P 認定 2019年7月～2022年10月
株式会社 J. Score	情報提供サービス (仮称)	年齢や年収、勤務先、性格や好み、ライフスタイルなどの情報を先進的なAI技術で分析。個人の信用力と可能性をスコア化。AIスコアを取得した個人がデータを企業へ提供することで対価を受領。	P 認定 2020年1月～2022年1月
中部電力株式会社	地域型情報銀行サービス (仮称) (「MINLY」)	基本属性や興味・関心事項、行動履歴・予定などを預託することで、サービス事業者から地域のキャンペーン・イベント情報、クーポン、ポイント等の便益の受取が可能。	P 認定 2020年2月～2024年2月
株式会社 DataSign	Paspit	企業が保有しているデータ等の様々なパーソナルデータを個人に代わって集約。オファーがあった企業に対してデータ提供すると分析して個人に合ったサービスや便益の受取が可能。	通常認定 2020年3月～2024年3月
株式会社マイデータ・ インテリジェンス	マイデータ・バンク「MEY」	アプリを通じて情報提供のオファーがあった企業に対し、趣味趣向、購買情報等を提供することで、コンテンツ、商品、サービス等の受取が可能。 ※ 2021年10月に株式会社電通プロモーションプラスへ情報銀行事業を譲渡	P 認定 2021年1月～2022年9月
株式会社 MILIZE	保険データバンクサービス (仮称)	保険証書情報を登録し、それらの情報を個人が指定した保険代理店・保険会社 (加入保険会社以外) へ提供することで、その対価として個人は便益を得る。	P 認定 2021年3月～
大日本印刷株式会社	DNP健康データ利活用サービス FitStats	食事・睡眠・運動等のライフログデータのデータを企業に提供することで、自分の興味・関心に最適な情報、健康状態のスコアリング結果、健康増進に役立つ情報を受け取る。	P 認定 2023年7月～

※ 「P認定」とは、情報銀行サービス開始に先立って立案した計画、運営・実行体制が認定基準に適合していることを認定するもの。サービス開始後、情報銀行は運営・実行、改善を図り、その一連のサイクルを評価して「通常認定」がなされる。

※ 認定事業者であった株式会社マイデータ・インテリジェンス (2021年10月に株式会社電通プロモーションプラスへ情報銀行事業を譲渡) 及びフェリカポケットマーケティング株式会社、中部電力株式会社、株式会社DataSignはサービスを終了。株式会社J.Score、三井住友信託銀行株式会社はサービスインに至らず。

「成長戦略等のフォローアップ」【令和5年6月16日閣議決定】

II. 「GX・DX等への投資」関連のフォローアップ 2. 「DX」関連 (情報銀行の活用)

・2022年度に行った健康・医療分野における情報銀行の活用等の検討結果を踏まえ、2023年度末までに情報銀行の認定指針を改定する。また、**教育分野については2024年度目途で、スマートシティについては2025年度目途で、それぞれの認定指針の改定を目指して実証を行う。**

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」【令和5年6月9日閣議決定】

6. 包括的データ戦略の推進と今後の取組 (3) 当面重点的に取り組むべき事項

③ PDS・情報銀行

国民起点でのサービス設計に資する観点からは、個人が自らの意思でデータを蓄積・管理・活用できることが重要である。このため、**準公共分野及び相互連携分野において、パーソナルデータを含む多様なデータを安全・安心に流通・活用するため、PDS（パーソナルデータストア）や情報銀行の活用可能性を検証するための実証等を実施する。**

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」【令和4年12月23日閣議決定】

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

④魅力的な地域をつくる ii 準公共分野のデジタル化推進

(b)準公共分野・相互連携分野における情報銀行を介したパーソナルデータ利活用

・地方公共団体の保有するパーソナルデータを含む地域の多様なデータを連携・利活用することにより、地域課題の解決や住民サービスの向上を図るため、**相互連携分野等における情報銀行（個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組み）の活用ニーズを把握し、その実現に向けた方策を検討する。**

これまでの取組の総括等

検討当初の 課題意識

目的は、**個人情報を含めたデータの安全・安心な流通・活用環境の整備**により、新規事業・サービスの創出を通じた競争力強化、経済活性化、国民生活の安全性及び利便性の向上等の実現。
そのためには、以下の課題が存在。

- ① **個人情報・データ利活用への不安 利活用への躊躇**
- ② **個人が自分の情報を全てコントロールするのは困難**
(データ量の莫大な増加、利用形態も不断の変化・そのスピードの加速)

利用者や社会の信頼を得るべく、**上記課題への対応を含む認定指針を策定**。
(主な策定ルールの項目は以下)

- 利用者個人から委任を受けて個人情報の管理・第三者提供を行う者（＝情報銀行）に求める基準
(情報セキュリティ、プライバシー対策の実施、ガバナンス体制、諮問体制の確保 等)
- モデル約款による利用者個人との間の委任関係を整理
- 個人のコントロールabilityの確保 (個人の選択肢の用意、インターフェースの提供 等)
- 要件を満たした者を社会的に認知させるため、情報信託機能の**認定スキーム**を整理

その後も個人情報の取扱いに係る状況変化や事業者ニーズ等に応じて検討を実施し、認定指針に反映してきた。

- 提供先第三者からの再提供禁止の例外 等 (v2.0)
- 提供先が第三者認証等を取得していなくても提供が認められる場合 等 (v2.1)
- 要配慮個人情報を含むプロファイリングの取扱い 等 (v2.2)
- 健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い (v3.0)

「情報信託機能の 認定に係る指針」 の検討・策定

- 認定指針の策定により、**利用者個人が安心してパーソナルデータを預ける (信託する)** ために、**パーソナルデータを預かる事業者 (情報銀行) が実施すべきルール**が整理されたことは、一定の成果と言えるのではないか。
- 他方で、認定指針に基づく**情報銀行認定数は伸び悩んでいる**。

情報銀行の 現在の状況と課題

これまで8件の認定があったものの、事業が軌道に乗らずに撤退するケースが相次いでおり、認定事業者数は減少傾向。

【情報銀行認定に係る主な課題】（認定情報銀行からのヒアリングを元に事務局作成）

- 認定取得の有無に関わらず、そもそもパーソナルデータの利活用が進んでいないため情報銀行ビジネスを成立させること自体が難しい。
- 提供先での管理を含めた厳格な基準であり安心感に寄与している一方で、遵守することで厳しい管理が求められ、ユーザビリティが下がる、契約内容が複雑になるといった影響もある。
- パーソナルデータを利活用する場合であっても、本認定指針に基づく認定を受けていることを求める声は少なく、認定を受けるメリットがない。

課題に対する 取組の方向性 （案）

情報銀行ビジネス（利用者個人の委託を受け、個人情報をもとに個人情報そのまま管理・第三者提供等するビジネス）自体が普及・一般化していないため、認定情報銀行が増えないのではないかと懸念されている。

まずは、パーソナルデータの利活用を促進することが重要であり、利活用に当たっての不安感を解消するためのツールとして、“情報銀行ルール”を適用できないか検討していく。

当面の対応（案）

- 総務省では「活力ある地域社会の実現に向けた情報通信基盤と利活用の在り方に関する懇談会」を開催し、**デジタル基盤を活用した地域課題解決や産業振興の在り方等**について検討を行っており、その中で**地域データの流通・連携の方向性**についても検討を予定。
- 本懇談会において、**安全・安心なデータ流通を確保するための利活用ルール**として、“**情報銀行ルール**”の適用可能性を検討する。